

嘉麻市公民館基本計画



嘉 麻 市



はじめに

今日の我が国は、少子高齢化に伴い社会状況や地域社会に変化が生じ、人間関係の希薄化が課題として取り上げられています。このような中、価値観やライフスタイルの多様化等により、各地において伝統的な自治会や町内会などの地縁団体が衰退しつつあります。



嘉麻市においては、全国水準を上回るペースで人口減少が進むことが予想されており、自治会をはじめとした住民組織の担い手不足が生じ、地域コミュニティの機能の低下が懸念されるところです。加えて、合併から12年が経過し、合併に伴う財政優遇措置の段階的縮減や急速に進む人口減少に伴う税収の減少など、さらなる厳しい財政状況が見込まれます。

こうした中、今後の嘉麻市の将来を握る鍵は、地域コミュニティの醸成にあると考えています。嘉麻市の人口流出を食い止め、また、新たな定住者を増やすためには、それぞれの地域の特性をいかして実施してこられた事業を活性化することで、人と人とのつながりを大切にする地域の人の顔が見えるまちづくり、安心して子育てができる優しいまちづくりを行うことが必要と考えています。

そこで、この度「嘉麻市公民館基本方針」及び「嘉麻市公民館基本計画」を定め、将来に向けた嘉麻市の公民館のあり方について検討を行い、各地域における公民館活動の活性化を図るための組織の再構築を図ることとしました。

地域住民が公民館講座に参加することで、自ら学び、学んだことの達成感を得て、学んだことを地域に還元していく仕組みを構築し、住民が主体的に参画するような意識の醸成を図ることで、地域住民を「集める」のではなく、自らが「集う」公民館への発展を目指します。

今後、「公民館基本計画」の実現に向け、努力してまいります。どうか、市民の皆様におかれましても、今後とも計画の推進につきましては、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました嘉麻市公民館運営審議会の皆様をはじめ、関係者の方々、多くのご意見をお寄せいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

嘉麻市長 赤間 幸弘

目 次

1. 公民館の歴史と変遷	1
2. 嘉麻市の現状	2
3. 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状	13
4. 嘉麻市の課題と公民館体制の再構築の必要性	23
5. 嘉麻市の公民館の方向性	25

資 料 編

【参考資料1】 類似公民館施設条例	44
【参考資料2】 先進地事例	45
【参考資料3】 類似自治体の公民館規模	49



1 公民館の歴史と変遷

1) 公民館設立の歴史的経緯と法的位置づけ

公民館は、文部次官通牒*「公民館の設置運営について(1946(昭和21)年)」によって、地域の人々が集い学ぶ拠点として全国に設立を奨励されたことが始まりです。政府による呼びかけは、第2次世界大戦終了直後の国民の新しい価値観や生活改善のニーズに合致したことから、公民館は瞬間に全国に普及し、身近で生活に根ざした総合的な地域の文化拠点として定着しました。

その後、1949(昭和24)年に社会教育法において、公民館は法的に位置付けられました。同法第20条において、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」として、公民館の設置目的が規定されました。

戦後しばらくは、公民館では労働や福祉といった生活、又は衣食住の生活改善に欠かせない分野での学習機会が多く提供されていました。しかし、高度経済成長の進展と共に全国の都市化が進み、社会生活が多様化してきたことで、趣味や教養といった多岐にわたる学習機会が求められるようになりました。公民館は、このような個人ニーズに对应していくために、その役割を時代に合わせて変容させてきました。一方で、生活文化に根ざした学習拠点としての機能は公民館の強みであり、設立当初から現在に至るまで地域づくりの中心として地域住民から親しまれる施設として存立してきました。

* 通牒: 行政官庁が所管の諸機関、職員、又は地方公共団体などに対して、ある事項を通知する形式。現在は「通達」と称していますが、かつては「通牒」と称していました。

2) 近年の社会環境の変化と国の動向

近年、価値観やライフスタイルの多様化等により、伝統的な自治会、町内会などの地縁団体が衰退しつつあるため、地域社会の一員であるという住民の意識が希薄化してきました。こうした中、公民館には地域活動の歴史やノウハウが集積されており、地域住民の身近な学習・交流の場、また、社会教育施設として、多様な人々が集い、世代間をつなぐ協働の場の一つとして、その役割が期待されています。

また、人口急減・超高齢化という課題も深刻化し、各地域がそれぞれの特徴をいかした自立的で持続的な社会が創生できるよう 2014(平成 26)年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、学校と地域の連携・協働に伴い、公民館においても地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野に係る地域活動に取り組んでいく必要性が更に高まっています。そこで、公民館には今後更に地域課題の解決に資する学習機会の提供についても期待されているところです。(中央教育審議会答申 2015(平成 27)年及び 2016(平成 28)年)



2 嘉麻市の現状

1) 嘉麻市の総人口の変遷と将来展望

嘉麻市(以下、「本市」という。)は、明治期から昭和前期にかけて石炭産業とその関連産業を中心に繁栄してきました。しかし、戦後のエネルギー革命により石炭需要が急減し炭鉱が閉鎖される中で、人口も1950(昭和25)年の112,212人をピークとして大きく減少し、その後も人口減少が続いています。【表1】

一般に、人口減少過程は、3段階をたどるとされています。

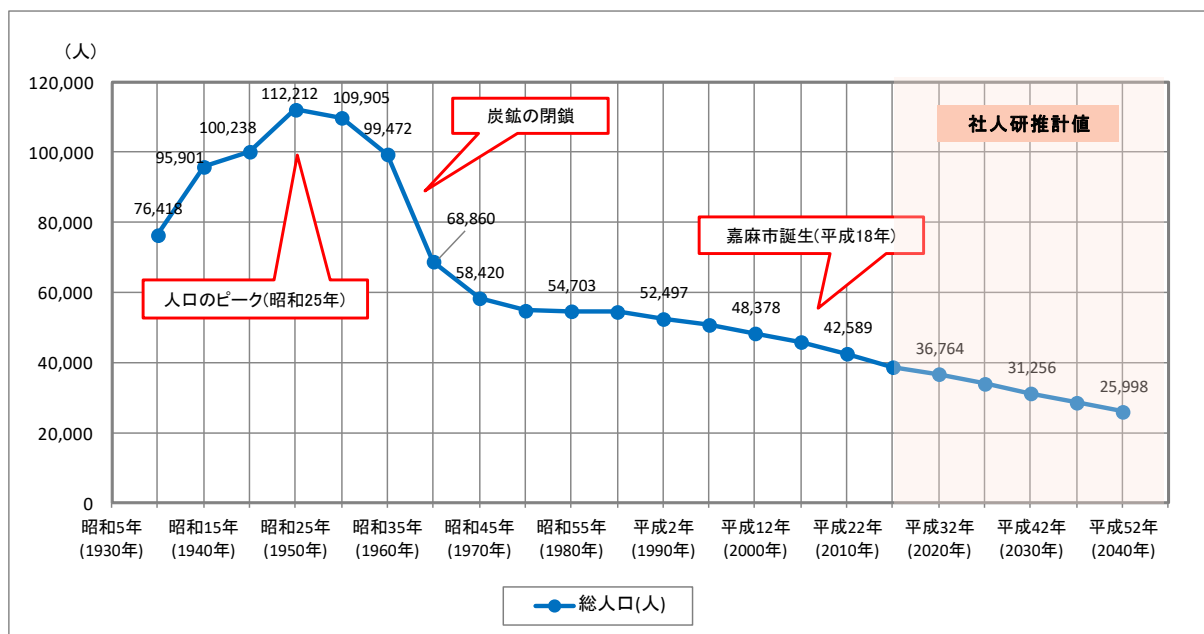
第1段階は高齢者人口が増加する段階、第2段階は高齢者人口が横ばいないし微減に転じる段階、そして第3段階は高齢者人口が減少する段階です。全国的な傾向として、2040(平成52)年には第1段階が終了すると予想されており、また、人口5万人以下の地方都市は第2段階に入りつつあるとされています。

本市は2020(平成32)年には、高齢者人口が減少する第3段階に入ると推定されており、全国水準よりも早いペースで人口減少が進むことが予想されています。【表2】

合併後の本市の人口推移については、旧自治体別人口では、その全てで人口が減少しています。【表3】また、小学校別児童数の推移においても、減少が見られます。【表4】

人口減少は、自治会をはじめとした住民組織の担い手不足に拍車をかけるなど、地域コミュニティの機能の低下に与える影響も大きく、地域活動が縮小することによって住民同士の交流の機会が減少し、地域の賑わいや地域への愛着が失われていくことが懸念されます。

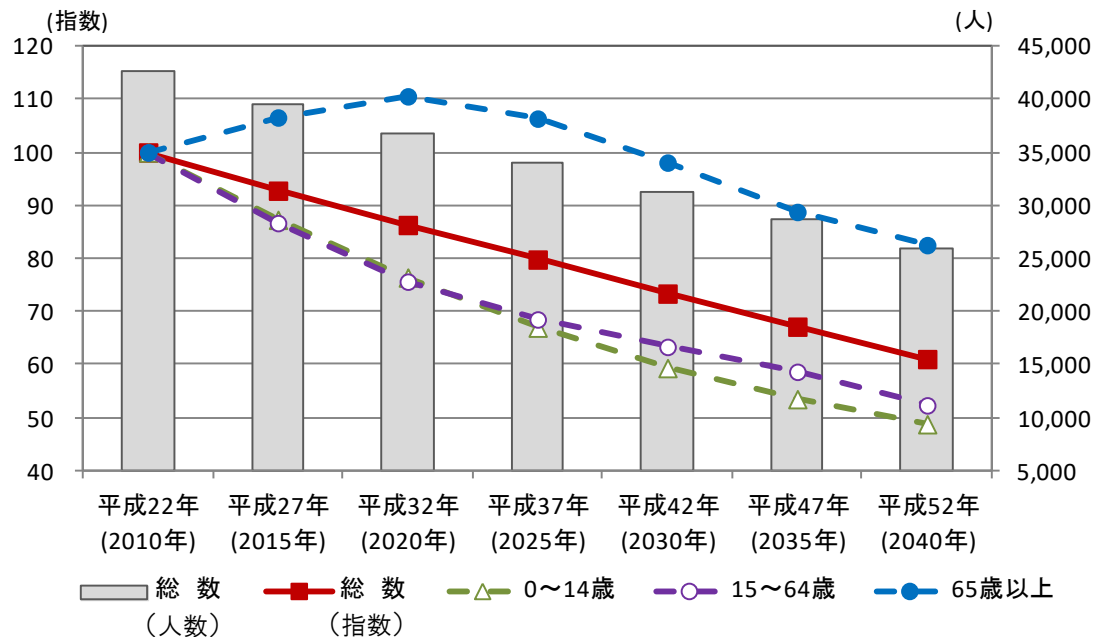
【表1】 嘉麻市の総人口の推移と将来推計



※資料：2010(平成22)年までは国勢調査、2015(平成27)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 2013(平成25)年3月推計」



【表 2】年齢別将来推計人口指数(2010 年を 100 とする)



※出典：「日本の将来推計人口 平成24年1月推計」(国立社会保障・人口問題研究所)

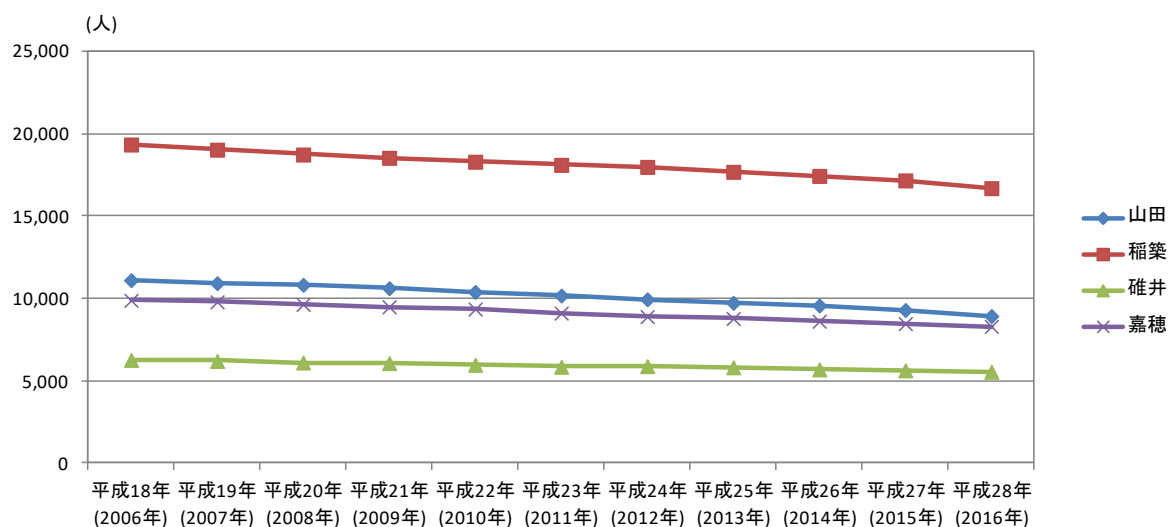
※年齢構造係数:出生率2.00 (2040(平成52))年・外国人移動本推計仮定(死亡中位)推計 より

【表 3】旧自治体別人口の推移(平成 18 年～平成 28 年)

(単位:人)

地区名	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
山田	11,104	10,919	10,820	10,616	10,390	10,168	9,942	9,727	9,568	9,293	8,927
稲築	19,336	19,023	18,728	18,530	18,292	18,102	17,979	17,679	17,433	17,158	16,689
碓井	6,266	6,201	6,107	6,071	5,968	5,850	5,888	5,816	5,689	5,634	5,544
嘉穂	9,881	9,790	9,634	9,489	9,352	9,105	8,894	8,777	8,612	8,468	8,299
合計	46,587	45,933	45,289	44,706	44,002	43,225	42,703	41,999	41,302	40,553	39,459

(各年 12 月 31 日現在)



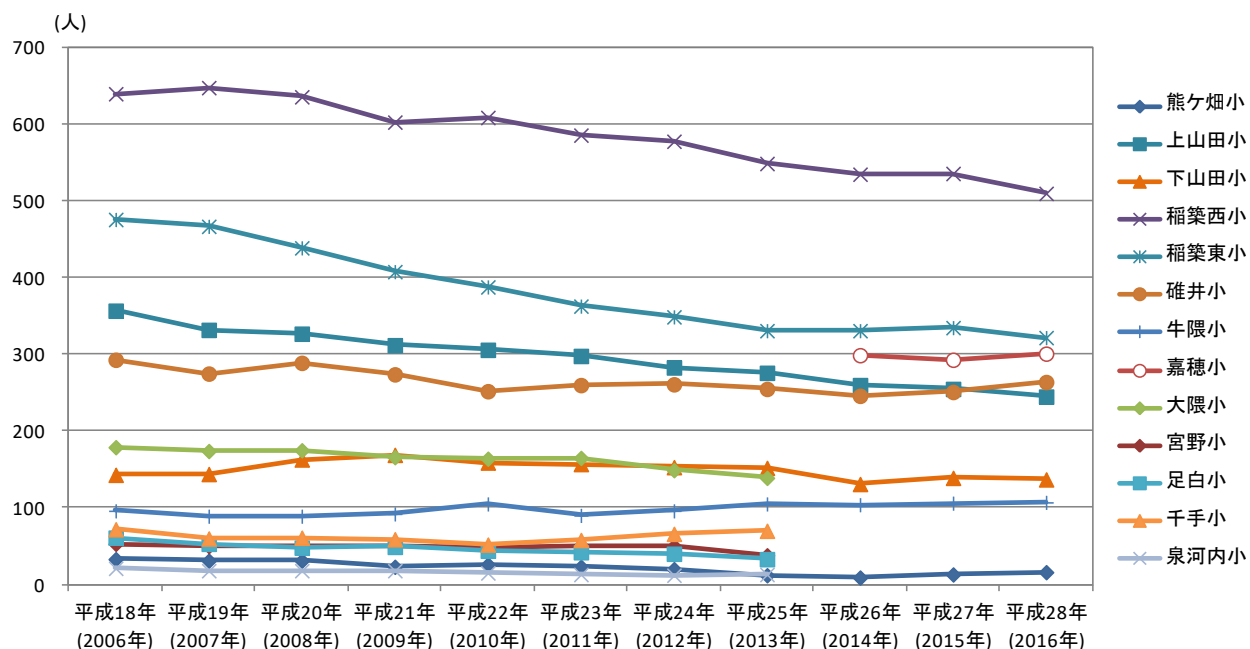


【表 4】 小学校別児童数(平成 18 年～平成 28 年)

(単位:人)

地区名	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
熊ヶ畑小	33	31	31	23	26	23	20	12	9	13	16
上山田小	357	332	327	312	306	298	283	276	260	255	245
下山田小	143	144	163	169	159	157	153	152	131	139	137
稲築西小	640	648	636	603	609	586	578	549	535	536	510
稲築東小	476	467	439	408	388	363	349	331	331	335	322
碓井小	293	275	289	274	252	260	261	255	246	251	264
牛隈小	96	89	89	92	105	90	96	105	104	106	107
嘉穂小	—	—	—	—	—	—	—	—	299	293	301
大隈小	179	174	175	166	164	165	149	139	—	—	—
宮野小	53	50	49	50	47	51	50	38	—	—	—
足白小	61	53	48	49	44	42	40	33	—	—	—
千手小	72	60	61	59	52	58	66	70	—	—	—
泉河内小	21	18	18	18	15	13	12	13	—	—	—
合計	2,424	2,341	2,325	2,223	2,167	2,106	2,057	1,973	1,915	1,928	1,902

(学校基本調査より)

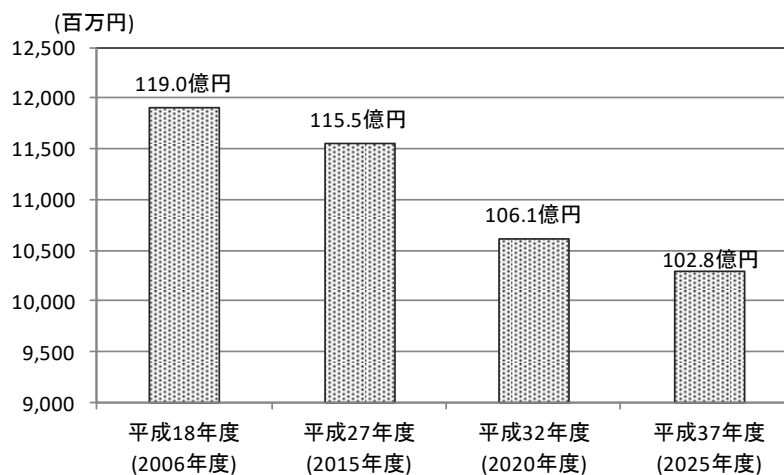




2) 嘉麻市の財政状況と将来展望

本市の財政状況は、行政改革の取り組みにより、合併当初に比べると一定の改善が見られるところです。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行などによる税収減、普通交付税の段階的縮小などの影響で、自主財源が乏しい本市においては、引き続き厳しい財政運営が続くことが想定されます。【表 5】

【表 5】 地方交付税の推移(見込)



※ 地方交付税額には、臨時財政対策債の額を含みます。

本市は、人口の減少や全国平均を大きく上回る高齢化率(2015(平成 27)年度末現在 37.6%)に加え、市内に核となる産業がないことなどから、財政基盤が弱く、自治体の財政力を表す財政力指数(※1)は、類似団体(※2)平均を大きく下回っています。【表 6①】

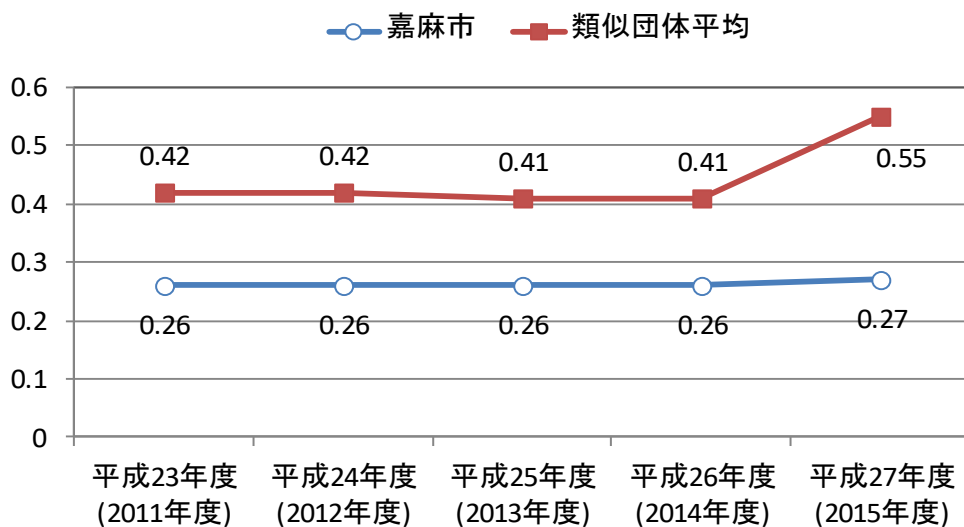
実質公債費比率(※3)は、類似団体平均を下回るとともに、地方債の償還ピークを過ぎたため、年々減少傾向となっています。【表 6②】

経常収支比率(※4)は、合併当初(2005(平成 17)年度決算)の 111.3%から年々改善しているものの、類似団体平均を大きく上回っています。【表 6③】

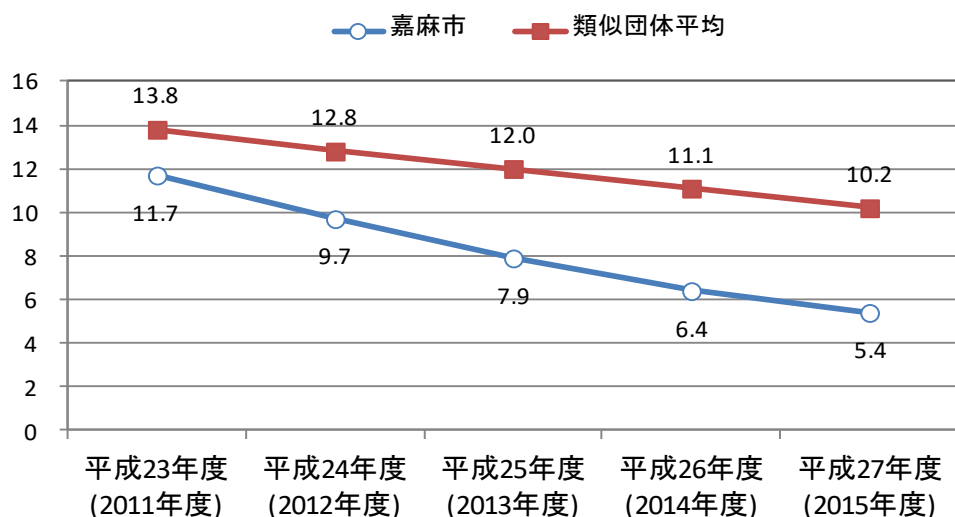
- ※1 財政力指数 : 地方交付税の算定の基礎数字である基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合です。数値が1に近いほど、財政に余力がある財政構造と分析できます。
- ※2 類似団体 : 人口や産業構造により、全国の市町村を 35 グループに分類したものについて、本市と同じグループに属する団体です。福岡県内の類似団体は、大川市、豊前市、宮若市となります。
- ※3 実質公債費比率 : 標準財政規模に対する公債費(地方債の返済金)の割合です。数値が高いほど、財政規模に対する公債費の割合が高いと分析できます。
- ※4 経常収支比率 : 経常一般財源総額に対する経常経費一般財源の割合です。数値が 100%に近いほど、弾力性に欠く財政構造と分析できます。



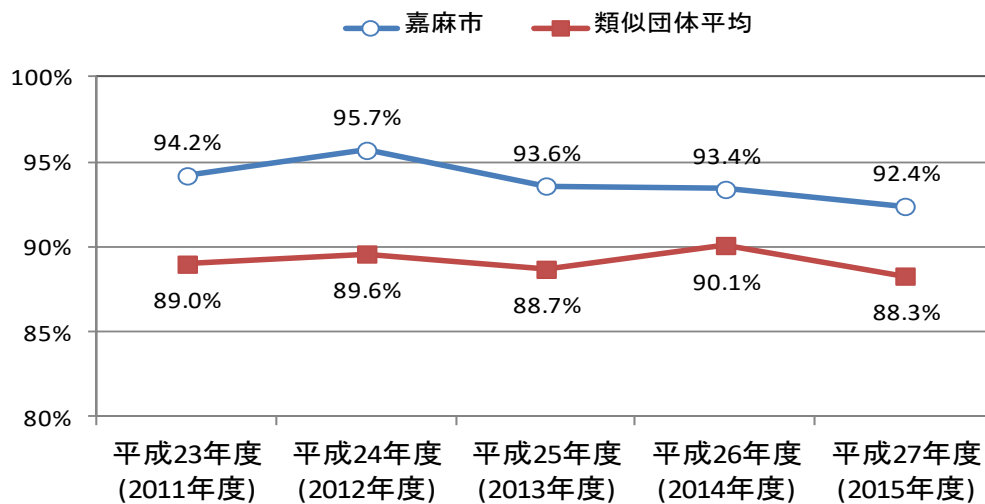
【表 6①】 嘉麻市の財政指数 財政力指数



【表 6②】 嘉麻市の財政指数 実質公債費比率



【表 6③】 嘉麻市の財政指数 経常収支比率





3) 嘉麻市における公民館～これまでの経緯

本市は2006(平成18)年3月27日に旧山田市、旧稲築町、旧碓井町、旧嘉穂町が合併し誕生しました。

旧山田市では、1950(昭和25)年に9炭鉱分館を設置し、地区分館と合わせて13分館となり、地域一体の公民館活動を展開しました。旧山田市は、その地形から公民館活動を中央に集約することが困難であったため、多くの事業を本館から分館に委嘱し、分館中心の運営を進めてきました。また、社会教育の中心は公民館であるとの考えのもと、熊ヶ畑・上山田・大橋・下山田を公民館区とし、1967(昭和42)年の上山田公民館の新築をはじめ、中央公民館に併設した大橋公民館など順次各地区の公民館整備を行い、青年、婦人学級を中心とした各種社会教育講座のほか、美術・写真・楽器・俳句など様々な文化クラブも活動していました。中央公民館は2001(平成13)年に建替えられ、「山田まつり」での盆おどりや「市民体育祭」、「市民大学」、「地区公民館対抗グラウンドゴルフ大会」を開催してきました。

【 山田市体育祭 】



旧稲築町では、1951(昭和26)年に町公民館が開館しました。戦後の郷土復興に果たした役割は大きく、青年団や婦人会の活動に支えられた町公民館活動は、各地域の公民館の活動に良い影響を与えていました。町公民館は開館から20年を経過し、社会生活の構造的な変容に加え、社会教育関係団体の活動の高まりに対応するため、公民館事業の質・量の拡充が求められ、1970(昭和45)年には移転改築の運びとなりました。これが現在の稲築地区公民館のことで、公民館で実施する事業としては、「公民館学級」、「高齢者大学」等の講座や「町民運動会」を開催してきました。また、町内公民館においては、町公民館の開館にさきがけ、1950(昭和25)年には山野第二公民館が新築落成し活動を盛んに行っていました。行政区ごとにある公民館の呼称も、公民分館に加え、地域公民館や分館など混在していましたが、1972(昭和47)年に行政区の呼称を町内会とすることに伴い、地域の公民館を町内公民館と称するようになりました。この町内公民館は、発足当初戦後の荒廃した社会にあって、むら・まちづくりの中心となる拠点施設として活動を開始し、青年団や婦人会などの社会教育関係団体の育成に併せて、地域の公民館活動の活性化を強力に推進してきました。

【 稲築町生涯学習サークル実践発表会 】





旧碓井町では、1948(昭和23)年に公民館発館式を行い、6町内公民館で活動が始まりました。また、1962(昭和37)年に、碓井町立公民館を建設し、家庭技術室が整備されたことで、栄養教室・洋裁講座・手芸講座など主婦を対象とした生活に密着した講座等が提供されるようになりました。その後、1981(昭和56)年には現在の碓井庁舎が建設され、碓井町立公民館が併設されました。町立公民館では、各種講座の開設やソフトボールやキックベースボール等の「スポーツ大会」を開催してきました。町内の地区公民館は21館となり、地域内の公民館活動を充実させてきました。地域により多少の差異はあるものの、各公民館には役員等が配置され、円滑な運営が図られ、「地域内運動会」や「ラジオ体操」、「母親研修会」、「老人研修会」、「クリスマス会」を開催するなど、地域に即した行事が当時から盛んに行われてきました。

【 碓井町文化祭発表会 】



旧嘉穂町では、1955(昭和30)年町村合併以前から各町村役場内に公民館が設置されており、地域の実態に即した独自の公民館活動を企画運営して成果をあげてきました。また、町内各地の行政区単位に公民館ができ、地域性を発揮しながら、子ども会や老人会、婦人会など生活文化の拠点として機能を発揮してきました。1971(昭和46)年に4地区(大隈・宮野・足白・千手)全てで老人大学が開講され、熱心な受講生の尽力により、学習内容を年々充実発展させ、多くの参加がありました。町村合併後の1968(昭和43)年に、当時としてはモダンな外観と整備された内容を持った中央公民館が完成し、社会教育センターとしての役割を果たしてきました。中央公民館は2002(平成14)年に現在の嘉穂生涯学習センター夢サイトかほとして建替えられ、「高齢者大学」や「陶芸教室」等の各種教室、「行政区対抗野球大会」等のイベントを開催してきました。

【 嘉穂町老人大学 】





前述のとおり、合併前の旧市町においては、中央公民館を中心として、地域の特色をいかした各種事業の実施、活動の支援等を行ってきました。合併協議では、「中央公民館は嘉穂町生涯学習センター内に置き、現在あるそれぞれの中央公民館は地区公民館とする。また、地区公民館は分館として、現行のとおり新市に引継ぐ。」という決定がなされ、「公民館で実施している事業についても、現行のとおり新市に引継ぎ、今後の運営について検討を行い、統一できるものについては、合併後速やかに調整する。」とされていましたが、それぞれの地区の現体制への思いが強く、調整を図ることができず、公民館で実施している事業や今後の運営についての見直しも行うことができませんでした。

また、合併に伴う組織の改編により、児童・生徒の転入出や就学援助の受付、社会体育施設の受付業務を兼務する教育委員会分室が地区公民館の役割を担うこととなり、合併前と同様の公民館事業の実施や支援を行うことが困難になりました。こうした経緯から、合併以前に実施していた事業の多くが実施できない状況となりましたが、旧市町で実施されていた「高齢者大学」は「サルビア大学」と称し、全市的な事業として開催しており、山田地区では、合併以前から実施している「地区公民館対抗グラウンドゴルフ大会」は、現在も名称を変えて継続して開催しています。また、嘉穂地区では、「ときめき学習」、「ふるさと探検隊」等の子どもを対象とした事業を新たに立ち上げ、現在も実施しています。稲築・碓井地区では、地域により差異はありますが、自治公民館単位で各種事業を開催しています。

2014(平成 26)年度に碓井地区公民館を旧千歳会館に移設しました。

2015(平成 27)年度に教育委員会分室が所掌していた学校教育関係の業務が総合窓口課に移管されたことに伴い、教育委員会分室は廃止となりました。これに伴い、公民館の組織体制も改編し、それぞれの地区公民館には嘱託の公民館長、地域活動指導員、事務補助員(臨時職員)を配置することで、公民館事業の充実と地域における公民館活動の活性化を図ることとしました。2016(平成 28)年度に公民館活動の活性化のため、嘉穂地区で実施している「ときめき学習」を全市に拡大する取り組みを行いました。こうした新たな活動にも取り組んでいますが、現在の分館や自治公民館の活動においては、人口減少や少子高齢化の影響のため、公民館活動への参加者の減少や後継者不足によるサークル活動の廃止、各種教室の減少などが生じ、公民館利用者の減少や固定化等により、公民館活動が停滞している地域も見られます。

【 山田地区公民館分館対抗
グラウンドゴルフ大会 】



【 サルビア大学視察研修 】





ときめき学習

「ときめき学習」とは、夏休みの期間中に、地域の公民館を利用して、子ども達に共に教え合う場・地域の人々と触れ合える場を提供し、その中での体験を通して、地域を知り、地域を見つめ直し、ふるさとを愛し大切にする心、ふるさとを誇れる心を、育てることを目的に実施しています。

ハ丁トンネル見学



学習タイム



ソーメン流し



ふるさと探検隊

「ふるさと探検隊」とは、「①ふるさとの自然や、歴史、伝統文化を学べる体験をする事で、ふるさとに誇りを持ち郷土を愛する心豊かな子どもを育てる。②体験を通し、夢や気力、協調性、創造性を養う。③地域の人たちとの交流で共に学び、未来を託す子ども達を育てる。」ことを目的に実施しています。

沢登り

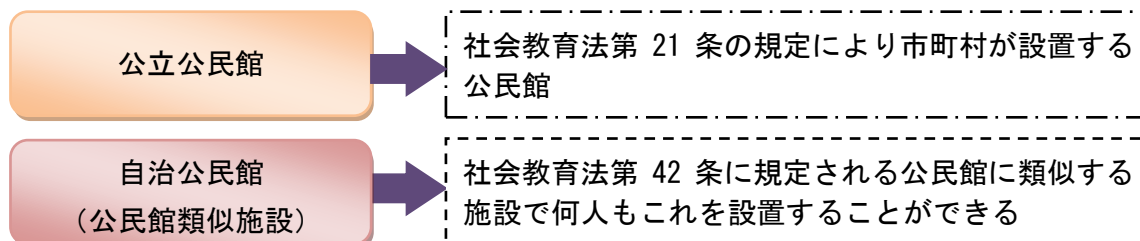


カヌー体験





4) 嘉麻市の公民館体系及び施設の現状



社会教育法第 21 条において「公民館は市町村が設置する。」とあり、公民館は市町村及び公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができずと規定されています。この規定に基づき市が設置した公民館が、公立公民館です。

本市には、公立公民館として中央公民館1館、旧自治体単位に設置している地区公民館4館（うち嘉穂地区公民館は中央公民館に併設）と、山田・嘉穂地区の地区公民館にそれぞれ4つの分館を設けています。

また、社会教育法第 42 条において「公民館に類似する施設は何人もこれを設置することができる。」と規定されており、行政区等の自治組織が自主的に設置したものが自治公民館です。

本市には、自治会等が設置している自治公民館及び集会所等は 159 館あります。

一般的に自治公民館は、施設の設置や修繕、経常的な運営費、事業費等についても、行政区等の自治組織によって賄われています。

本市には、公民館類似施設等補助金を活用し建てられた地元所有の自治公民館があり、また、本来地元で設置されるべきものですが、地元での設置が困難であったことから、市が設置した自治公民館もあります。市が設置した自治公民館は、公の施設として類似公民館施設条例（※参考資料1）に規定されていますが、全国的にみても社会教育法第42条に規定する公民館を条例で定めている自治体はほとんどありません。

【自治公民館等の設置状況】

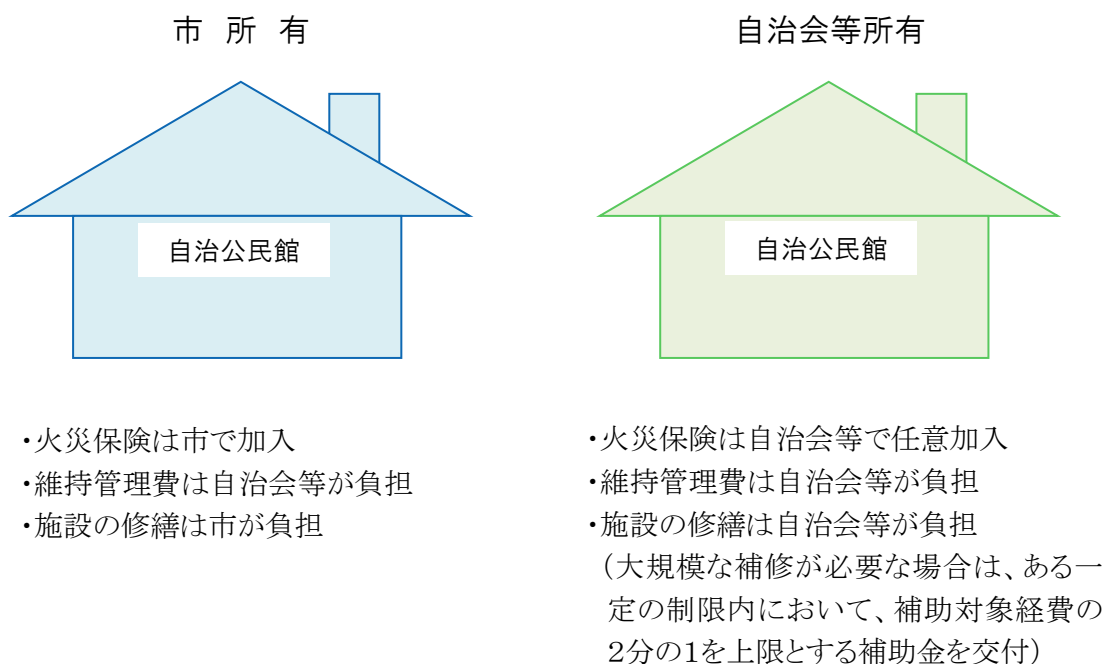
2017（平成 29）年 4 月 1 日現在

地 区 名	自治公民館 (活動補助金あり)			集会所等 (活動補助金なし)		合 計
	市所有	自治会等 所有	施設なし	市所有	自治会等 所有	
山田地区	0	0	0	39	2	41
稲築地区	18	9	0	8	0	35
碓井地区	19	3	1	5	0	28
嘉穂地区	0	0	0	19	36	55
合 計	37	12	1	71	38	159

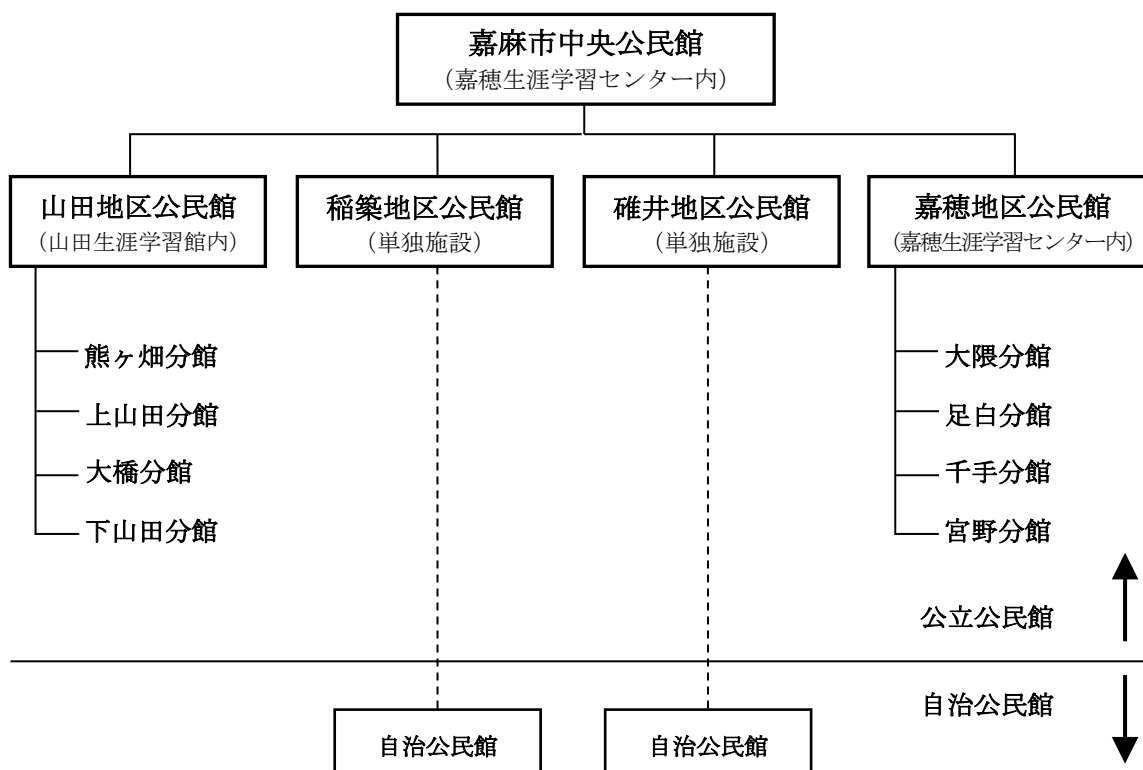
※ここで自治公民館に計上している数値は、公民館活動補助金を交付している自治公民館数です。



【市所有自治公民館と自治会等所有自治公民館との比較】



【嘉麻市公民館組織体系図】





3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

1)市民アンケート調査(居住者アンケート調査)の実施状況について

- ①調査期間： 2017(平成 29)年 4 月 21 日～5 月 18 日
- ②調査対象： 住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の嘉麻市民 3,000 人
- ③回答者数： 1,109 人(回収率:37.0%)
- ④調査方法： 郵送調査
- ⑤留意点： 各選択肢の構成比の数値は、小数第二位を四捨五入しています。
そのため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。

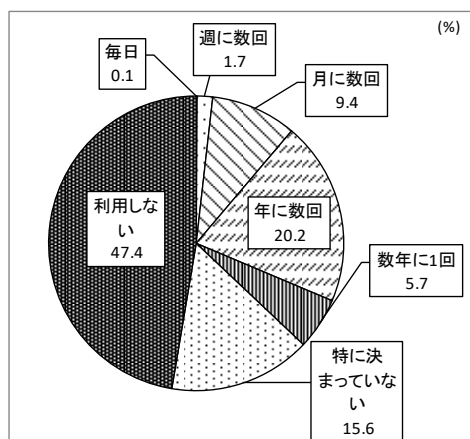
2)市民アンケート調査結果

①公民館の利用状況

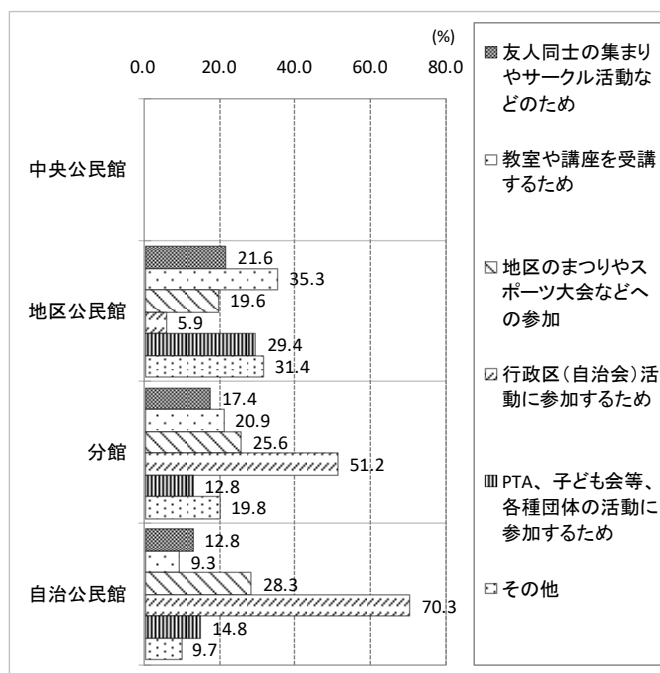
市民アンケート調査の結果から、「公民館を利用する人」が 52.6%という結果となり、公民館を利用する人は約 2 人に 1 人という状況です。

また、公民館の種類により、市民が利用する理由は異なっており、地区公民館及び分館では教室や講座の受講などが多くなっています。特に自治公民館については、利用目的が行政区(自治会)活動に偏っているという特徴がみられ、それぞれが持つ役割に違いがあります。

【公民館の利用頻度】



【利用している公民館の種類別にみた利用する理由】

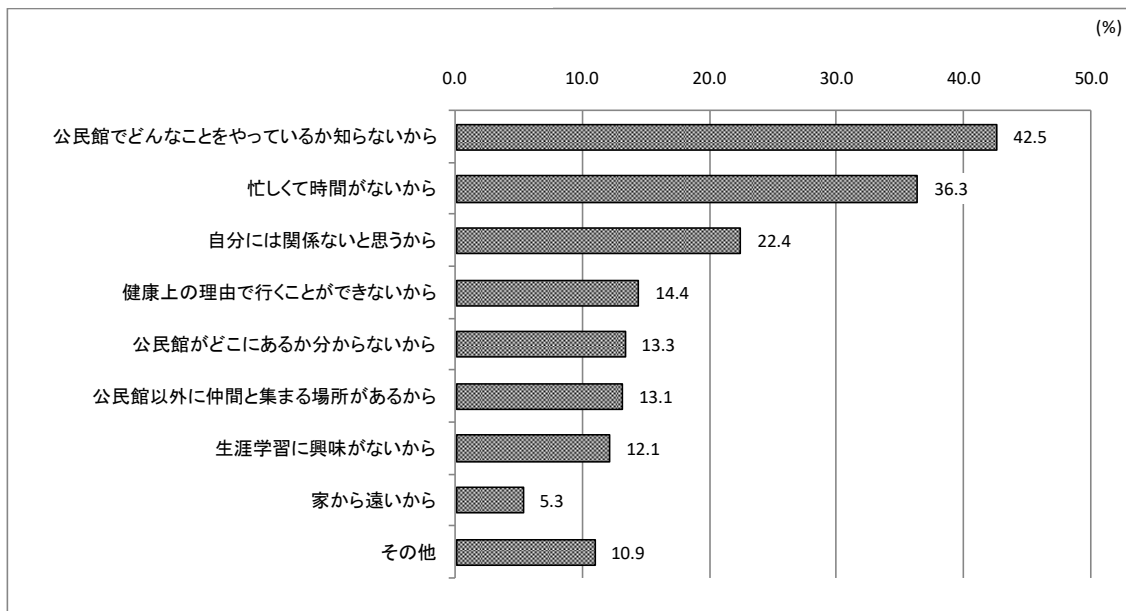




3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

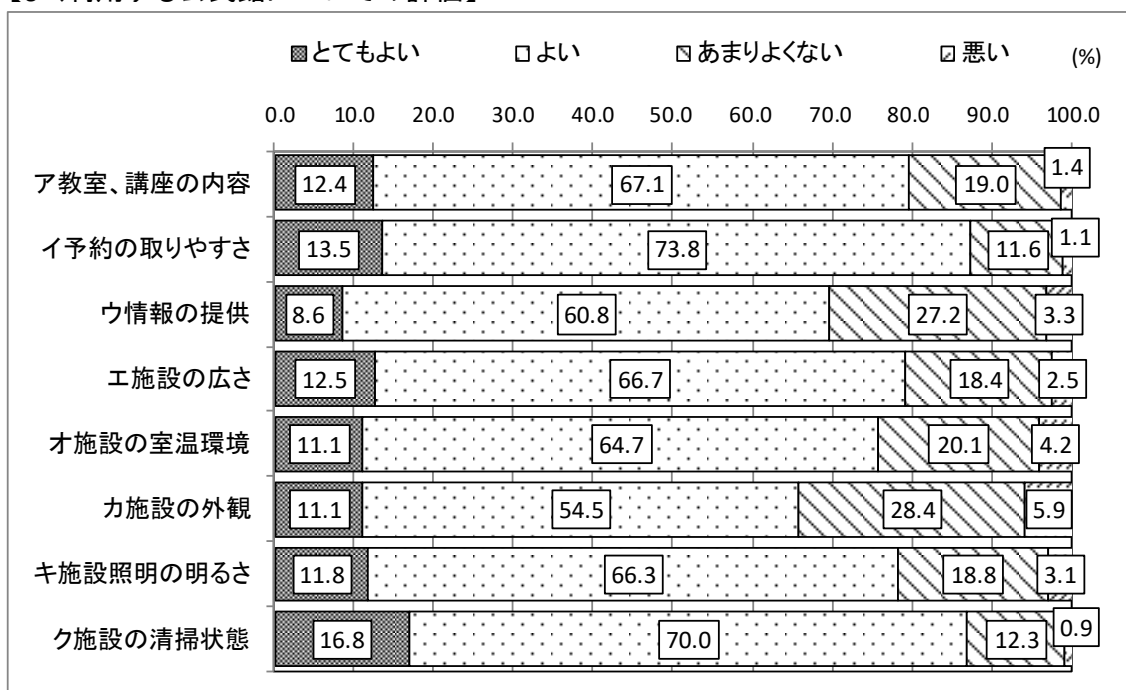
公民館を利用しない理由をみると、「どんなことをやっているか知らない(42.5%)」、「どこにあるか分からない(13.3%)」となっており、公民館の認知度が十分でないことが伺えます。今後は、公民館活動の情報発信を行うことで、市民の学習機会が広がる可能性があります。

【公民館を利用しない理由】



利用したことがある公民館についての評価を問う設問では、それぞれの項目について「とてもよい」、「よい」と答えた人が多くなっています。

【よく利用する公民館についての評価】

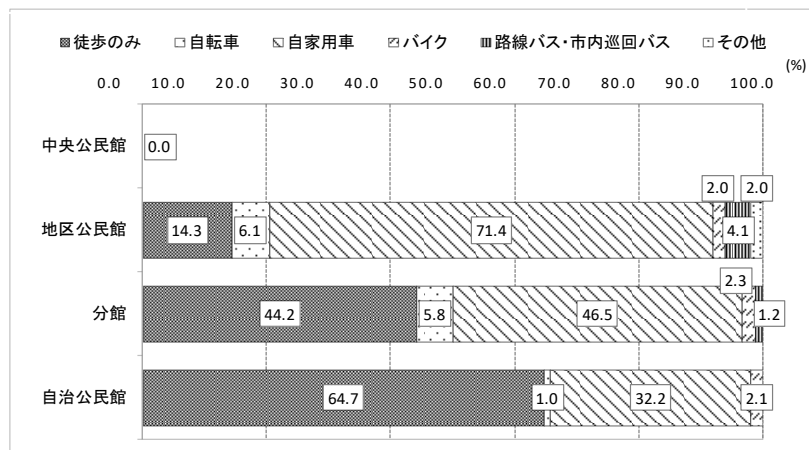




3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

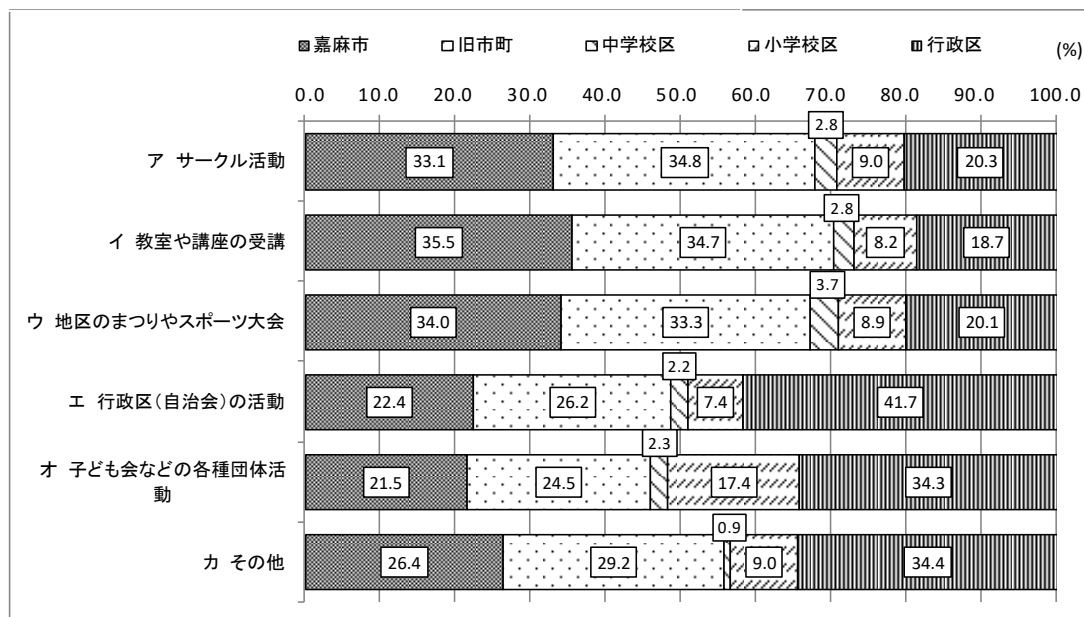
公民館への交通手段は、地区公民館は7割以上が「自家用車」と回答しており広域から人が来ているのに対し、分館では「徒歩のみ」と「自転車」の回答合計が5割となっており、より地域に密着していることがわかります。さらに自治公民館は「徒歩のみ」との回答が6割強に上っており、市民にとって最も身近な活動の場所であることがわかります。

【利用する公民館別にみた公民館へ行く場合の交通手段】



参加しやすいと感じるエリアでは、「サークル活動」や「教室や講座の受講」、「地区のまつりやスポーツ大会」等の対象地域については、「嘉麻市」と「旧市町」という回答の合計がいずれも6割を超えており、地区公民館で実施することが求められています。また、「行政区（自治会）の活動」は4割以上が「行政区」と答えており、最も身近な自治公民館で活動することが望まれています。

【各活動について参加しやすいと感じるエリア】



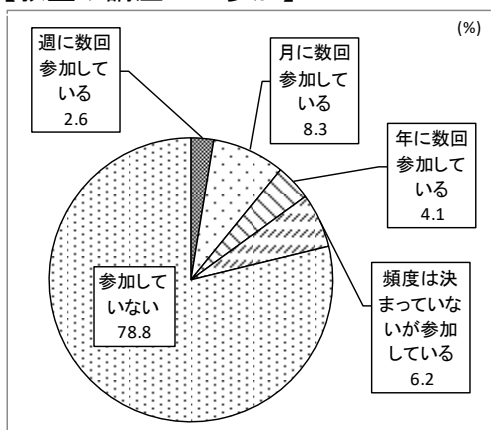


②公民館講座・教室について

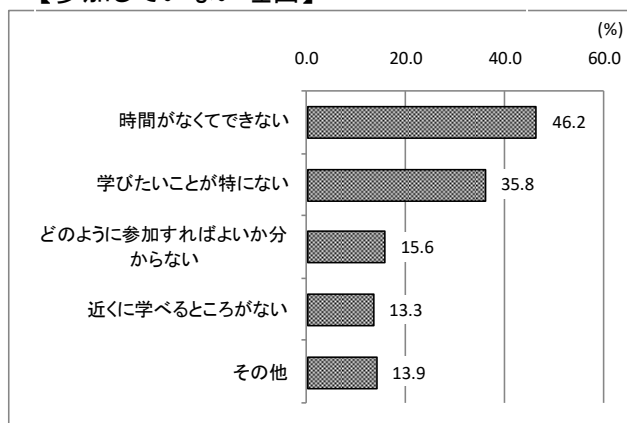
日ごろから何らかの教室や講座に参加しているかを問う設問では、参加していない人が78.8%という結果となっています。今後は、地域における利用の向上を目指した方策が求められています。

また、教室や講座に参加していない理由としては、「時間がなくてできない」のほか、「学びたいことが特にない」ことも多くあげられています。そのため、市民のニーズをくみとりながらより魅力的な講座をつくり・発信することで、学びへのきっかけづくりをすることが必要と考えられます。

【教室や講座への参加】



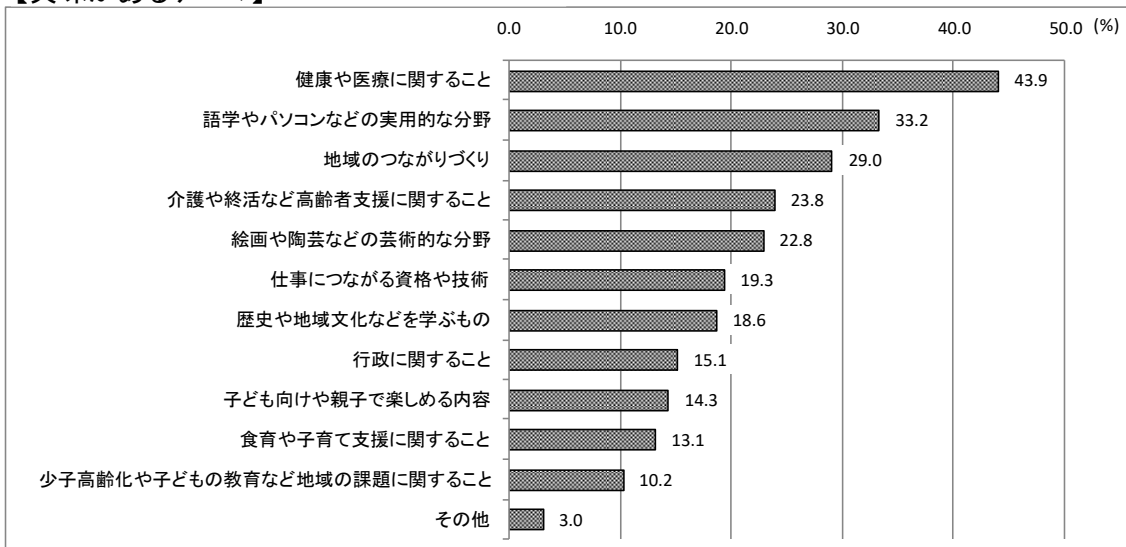
【参加していない理由】



興味がある学習テーマをみると、上位3テーマが「健康や医療」、「語学やパソコン」、「地域のつながりづくり」となっています。健康医療と地域づくりへの関心の高さについては、本市が課題として取り組んでいる人口減少及び少子高齢化社会への対応と合致しており、地域と一体となって取り組んでいくことが必要であると考えられます。また、語学やパソコンについては、実用的な分野の学習をしたいという市民のニーズがあることが読み取れます。

これらのニーズに対応した分野の教室や講座を開催し、市民が自ら学び、公民館活動に参加するきっかけを提供することが必要であると考えられます。

【興味があるテーマ】

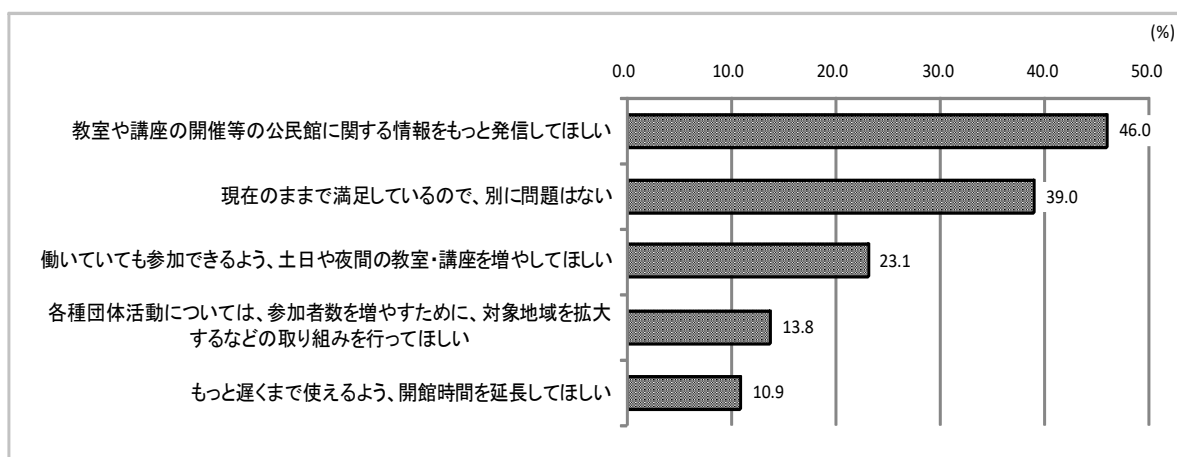




3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

市民が求める公民館の在り方を問う設問では、「教室や講座の開催等の情報発信をしてほしい」、「土日や夜間の教室や講座を増やしてほしい」などがあげられています。今後は、地域課題や市民ニーズをふまえたうえで、運営体制の工夫も講じながら今後の公民館活動の拡充を図っていくことが求められています。

【公民館のあり方について】＜運営についての考え＞



③市民が考える公民館の今後の在り方

公民館の今後の在り方についての意見を問う自由回答設問で、「情報発信の不足」、「魅力的な公民館活動の不足」、「市民のコミュニケーションの場づくり」などの意見が多く、行事や活動などの情報発信や生活に密着した利用など、市民の生活スタイルに合わせた利用方法が求められています。

その他、個別の意見をみると、「出前講座(健康体操、食育、絵画、音楽、野菜、花づくり等...)を定期的に行うことにより、地域の人々が集い、古い公民館でもいきってくるのではと思います」、「公民館活動は興味ありますが、サークル活動はほとんど飯塚市の公民館サークルに行っています。」などの意見もあり、市民ニーズを常に把握し、教室や講座企画に反映していく仕組みづくりが重要となります。また、「高齢化が進み公民館利用者も益々少なくなるため、旧来の公民館区域が維持できなくなると思う。行政区に固執せず区域の見直しを行うべき」、「公民館の維持費は将来にわたって誰が担うのか、行政は真剣に議論すべき」という意見もあり、抜本的な見直しを求める声もありました。



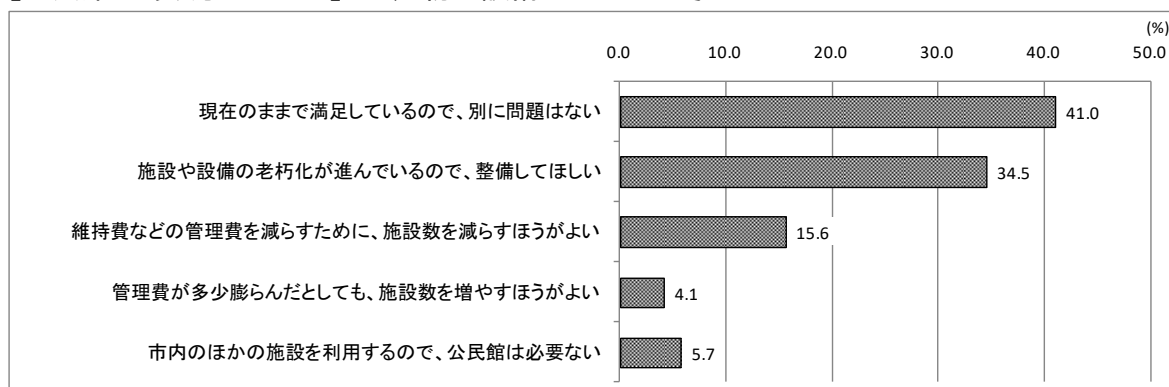


【自由回答まとめ】

自由回答意見	人数
情報発信の不足	25
魅力的な公民館活動の不足	18
市民のコミュニケーションの場づくり	17
必要性を感じない	16
公民館区域や組織の在り方を含めた見直し	14
設備の老朽化への対応	14
余暇活動の場づくり	12
交通手段の構築	10
災害時の避難場所としての周知	7
利用及び予約制度の改善	4
図書館の設備等の改善	4
人員の見直し	3
駐車場の不足	2
リサイクル品等の回収拠点	1
定期的な医療サービス	1
自由な利用	1
公共サービスの拠点	1
その他	22

なお、建物や設備についての設問では、「現在のままで満足しているので、別に問題はない」が41.0%と最も高く、「施設や設備の老朽化が進んでいるので、整備してほしい」が34.5%となっており、「維持費などの管理費を減らすために、施設数を減らすほうがよい」が15.6%となっています。

【公民館のあり方について】＜建物や設備についての考え＞





3)施設の現地調査状況

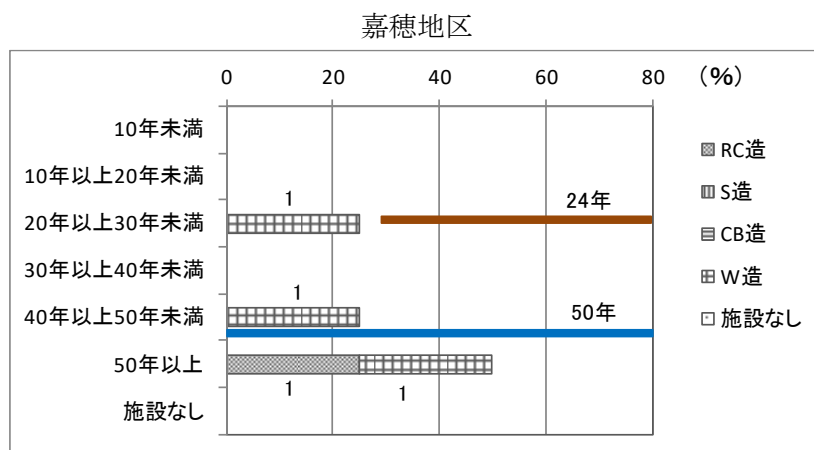
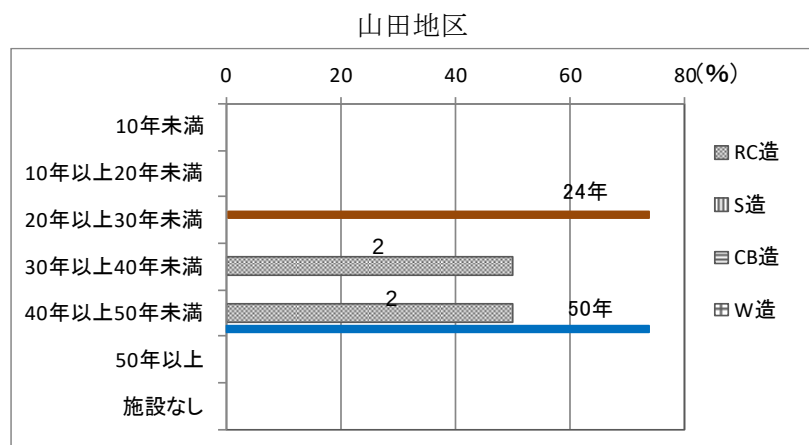
- ①調査期間： 2017(平成 29)年 3 月 13 日(月)～4 月 20 日(木)
- ②調査対象： 山田・嘉穂地区公民館の分館(8 館)と稲築・碓井地区の自治公民館(50 館)
- ③調査方法： 事前に配布したヒアリングシートを元に聞き取り調査を実施。その際、現状把握のため、写真撮影を実施。

4)施設の現地調査結果

① 老朽化

施設の主な減価償却資産の耐用年数は RC 造(鉄筋コンクリート造)で 50 年、W 造(木造)で 24 年と定められています。山田地区の分館はいずれも RC 造で、築 50 年未満とはなっていますが、そのうち熊ヶ畑分館及び下山田分館については、今後 10 年以内に耐用年数が過ぎます。また、嘉穂地区の分館は全ての施設が耐用年数を過ぎています。そのうち、大隈分館はふるさと交流館に併設されていますが、ふるさと交流館は第 3 次行政改革実施計画において、廃止の方向性が出ています。また、足白分館については農泊施設に併設される見込みと なっています。

【 築年数階級別構造別の分布① 】

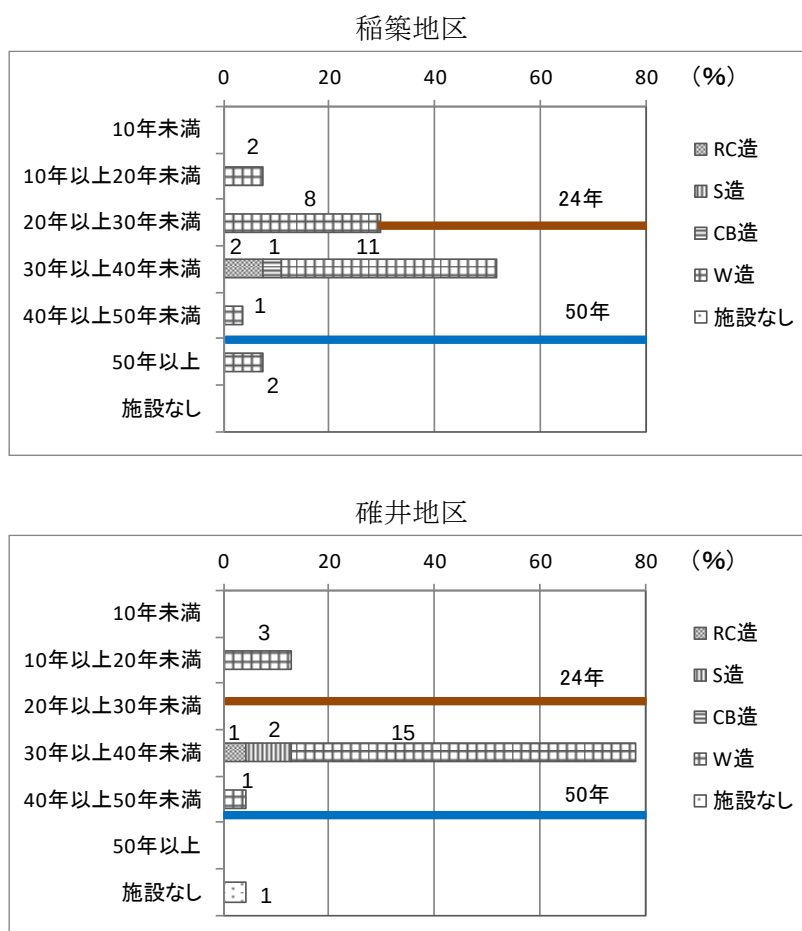




3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

自治公民館では、築年数が30年以上40年未満に集中しており、W造(木造)が大半を占めています。そのうち、稲築地区においては27館中20館が、碓井地区においては、23館中16館が耐用年数を過ぎているのが現状です。

【築年数階級別構造別の分布②】



【参考】主な減価償却資産の耐用年数(建物・建物附属設備)

構 造	耐用年数	構 造	耐用年数
W 造(木造)	24 年	S 造(鉄骨造)	38 年
RC 造(鉄筋コンクリート造)	50 年	CB 造(コンクリートブロック造)	41 年

出典：国税庁ホームページより

②利便性

山田地区の分館は、社会教育施設や福祉施設に併設されているため、入口等のバリアフリーは考慮されていますが、会議室等が2階にあるにもかかわらずエレベーターの設置がなく、高齢者等が使いづらい施設となっています。また、嘉穂地区の分館は、古い建物が多いことからバリアフリー化に対応していない施設があります。

自治公民館においては和式トイレのみの施設や、車を施設に横付け出来ない施設、車椅子での利用が困難な施設など、利用者が不便に感じている状況にあります。

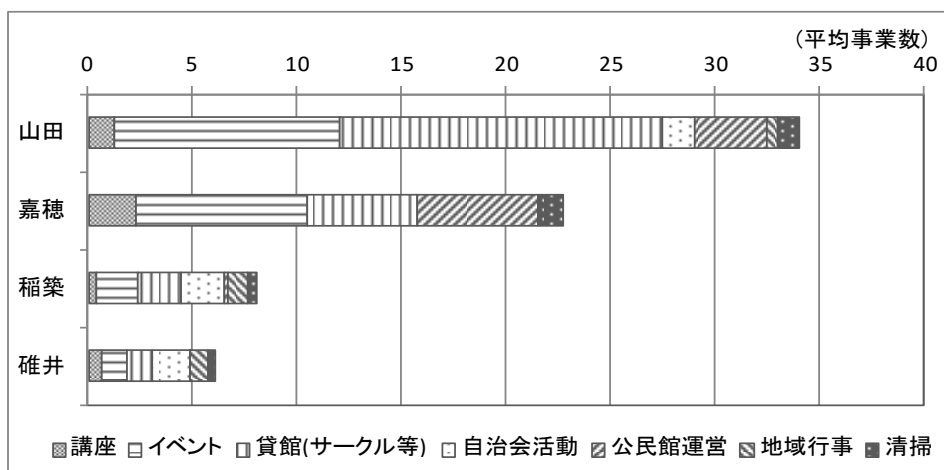


③利用度

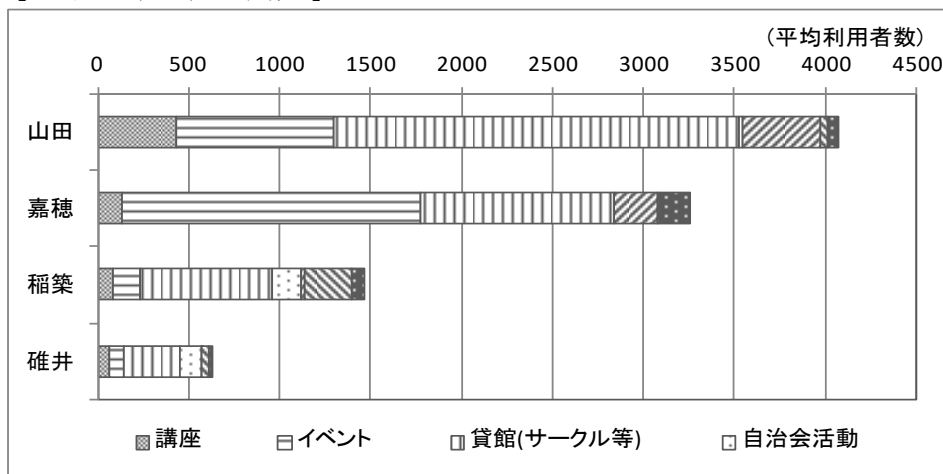
下記グラフでは、1館あたりの平均事業数ならびに平均利用者数を地区ごとに示しています。山田地区及び嘉穂地区の分館では概して開催事業数や利用者数が多く、ある一定の利用があるということがわかりました。先述のとおり、山田地区の分館のうち3館は社会教育等の施設と併設されていることもあり、利用度が高いことが伺えます。

一方、稲築地区、碓井地区における自治公民館においては、利用者数や利用時間が少なく、利用度が低迷している館が多くなっています。また、概して地域の自治会活動がメインとなっていることが見受けられます。

【地区別平均事業数】



【地区別平均利用者数】



④管理運営面

分館では「後継者の育成」、「運営費用の捻出」、また「利用者の高齢化」と様々な課題がありますが、生涯学習の機会の提供など、一定地域における公民館の果たすべき役割を担っています。

自治公民館でも「後継者の育成」と「利用者の高齢化」など同様の課題があります。

加えて、その規模が概して小さいことから、参加者の減少をはじめとして、役員のなり手やイベントの担い手など、実際に運営する人材が不足していることで、単独での事業開催が難しい地域が見られます。



3 市民アンケート調査及び現地調査に見る公民館の現状

また、施設の老朽化により将来的な維持管理面での不安を抱えている地域も多く見られます。

⑤公民館の活動状況

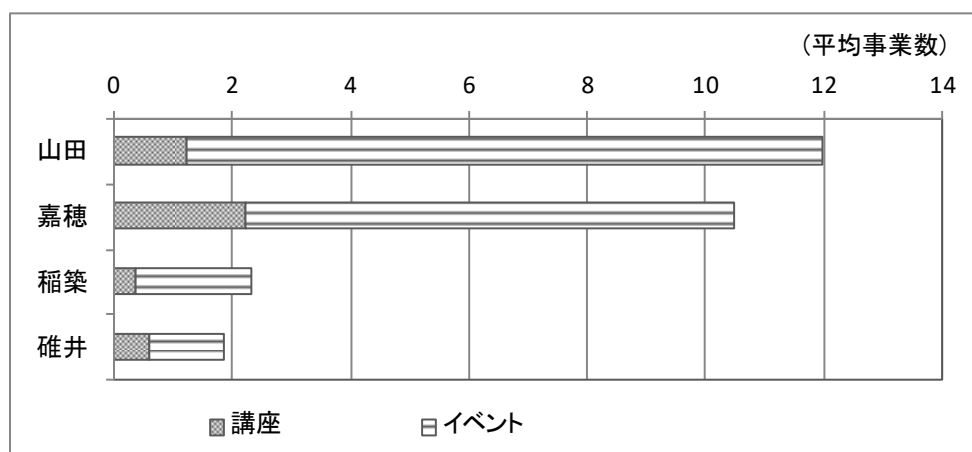
「③利用度」では、1館あたりの平均事業数ならびに平均利用者数を地区ごとに示しました。その中で、「講座」及び「イベント」事業のみを抽出して、1館あたりの事業数ならびに利用者数を示したのが下記グラフです。

その結果、山田・嘉穂地区の分館と、稲築・碓井地区の自治公民館との差異が、「利用度」の結果よりもさらに明らかになっていることが見てとれます。

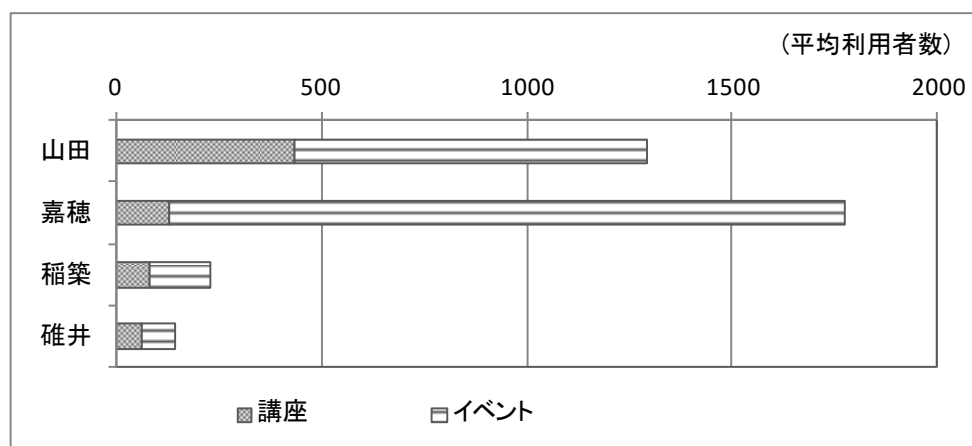
分館での講座・イベントが多く、自治公民館では少なくなっているということから、それぞれの公民館活動自体に差異が生じている可能性があります。

自治公民館における現地調査においても、「美化運動に力を入れている」、「地域に子どもがほとんどいないが、子どものイベントをやめると地域の活性化が止まってしまうと考え、活動している」などの意見もありましたが、複数の館から、「何をするにしても人が集まらない」、「地域のコミュニティの場として公民館が機能しているとは言にくい」といった意見も多くあり、重要な課題として認識していく必要があります。

【 地区別平均事業数(講座・イベント) 】



【 地区別平均利用者数(講座・イベント) 】





4 嘉麻市の課題と公民館体制の再構築の必要性

本市の公民館活動は、中央公民館及び各地区公民館・分館並びに自治公民館のそれぞれの形態に応じた形で実施していますが、合併により各地区において公民館活動の形態が変遷したことにより、行政と地域が共に協力しながら推し進めるべき公民館活動が停滞している状況にあります。また、現在の運営形態では、稲築・碓井地区においては、公民館活動を地区公民館と自治公民館において実施しており、自治公民館では行政区単位での事業実施となるため、人口減少が加速する中、その組織する住民が少なく講座等の実施が困難な地域や子どもや高齢者を対象とする事業への参加者及び協力者が減少しているため、事業を実施できなくなっている地域もあります。

本市に存在する公民館及び公民館に類似する施設は、中央公民館、地区公民館、分館、自治公民館、集会所等と多種多様で、その数は 170 館が存在しています。そのうち 120 館が市の所有であり、全体の 7 割を超えており、老朽化している施設も多くあります。

また、本市では人口が減少し、引き続き厳しい財政運営が想定される中、2015(平成 27)年に策定された嘉麻市公共施設等適正化基本方針においても、公共施設の保有量の縮減、長寿命化の推進及び計画的な維持管理、民間活力の活用、耐震化も重要な視点となっているため、今後も全ての公民館を整備、維持管理していくことは難しい状況にあります。

今後は、それぞれの公民館が持つ事業面、施設面の両面からみた課題を整理し、その在り方や役割を明確にすることで、地域に密着した公民館活動を活性化するための取り組みを推進していく必要があります。

公民館の歴史的経緯や市民アンケート調査・現地調査等で明らかになった公民館の課題を以下に整理します。

①中央公民館

現在、中央公民館では市内全域を対象とする事業である成人式や高齢者大学、公民館まつり等を開催しています。中央公民館は、それぞれの公民館を統括し、指導助言を行っていますが、実施している事業は少なく、市内で実施している公民館事業の多くは、地区公民館、分館及び自治公民館で実施している状況です。また、社会教育施設である「嘉穂生涯学習センター夢サイトかほ」に中央公民館と嘉穂地区公民館が併設されていることから、住民にとってわかりにくい組織体制となっており、市民アンケート調査にも中央公民館に対する認知度が低いという結果がでています。今後の中央公民館は、地区公民館との連携を更に密にし、地区公民館の指導助言及び支援をおこなうことにより、各地区の公民館活動の活性化に取り組む組織体制の構築が課題となっています。



②地区公民館

地区公民館は、各地域に根ざした公民館として、それぞれの地域課題や地域の独自性に配慮しつつ住民の多様なニーズを把握し、事業を展開していくことから、住民の日常の公民館活動において重要な役割を果たす公民館です。しかしながら、事業内容及び運営についての整理が行えないまま、行政の組織体制及び公民館組織が変遷していったことに伴い、地区公民館を核として地域住民と共に協力しながら実施すべき事業が縮小していった経緯があります。そのため、サークル等の活動や社会教育関係団体等の支部活動が中心となっている現状があり、今後は公民館活動の活性化に向けた新たな事業への取り組みが課題となっています。

③分館

本市の分館は、旧山田市、旧嘉穂町における地区公民館が、長く住民に親しまれてきた経緯から、合併後は分館として合併前に引き続き、それぞれの地区に設置されました。

現在、山田地区に「熊ヶ畑」、「上山田」、「大橋」、「下山田」の4分館、嘉穂地区に「大隈」、「足白」、「千手」、「宮野」の4分館が設置されています。

これらの分館は、中央公民館や地区公民館と比較して、住民にとって身近な地域に設置されており、より地域住民の意向を取り入れた活動が展開できる状況にあり、地域と密着した活動が行われています。また、施設の現地調査の結果からも、自治公民館と比較して、分館のほうが講座やイベントを多く実施していることがわかります。しかし、山田地区と嘉穂地区では、同じ分館であってもその運営形態や事業の実施方法が異なっていることが課題となっています。そのため、今後は地域の特性をいかした活動を継続して実施しつつ、運営形態等を統一することや施設の老朽化への対応が課題となっています。

④自治公民館

本市には、社会教育法第42条に規定される自治公民館が、稲築地区に27館、碓井地区に23館が設置されています。また、自治公民館同様の集会所等が市内に109施設が設置されています。その大半の施設は建築から相当の年数が経過しており、バリアフリーに対応していない施設が多く、また施設を設置していない地域もあります。

分館組織がない稲築・碓井地区においては、自治公民館を組織する住民が少なく、子ども会事業や盆踊り、高齢者を対象とする事業が実施できなくなっている地域がでてきていることが課題となっています。また、地元所有の自治公民館においては、全てを地元管理で行っているため、施設の建替及び修繕等を含め維持管理することが困難になっている地域もあります。加えて今後は市が所有する全ての自治公民館の建替及び修繕等を行うことが厳しい状況です。



5 嘉麻市の公民館の方向性

本市では、合併以前からそれぞれの地域において、歴史や文化を伝承する祭りやイベント等が実施されてきました。また、文化遺産も多く、その保存、継承にも努めています。しかしながら、各地域とも人口減少に加え、各々のライフスタイルの変化に伴い、特に若い世代における地域社会との関わりの希薄化が進んでおり、地域文化の継承が難しくなっている地域や、地域コミュニティの機能が失われつつある地域もでてきています。

また、このような社会情勢の中、公民館活動に対する認識も様々で公民館に求められる地域住民のニーズも多様化しています。

こうした中、今後、公民館に求められる機能を適切に発揮するためには、本市の公民館組織を見直し、公民館活動を行う適正な対象区域を設定し、地域の特性をいかした効果的かつ効率的な運営体制を再構築することが必要です。そのため、各地域の特性や公民館の特徴及び地域住民のニーズを踏まえつつ、教室や講座、サークル活動等により地域の教育力を高める必要があります。このような活動を通して住民が自ら地域の課題を考え、地域貢献の場をつくる等の支援をすることにより、それぞれの地域において核となる人材や団体が育ち、地域に密着した公民館活動の活性化が図れると考えます。

また、今後の人口減少及び厳しい財政状況にも対応するため、現施設の有効活用や統廃合、市内公共施設の活用なども視野に入れ、本市の現状を見据えた検討を行い、その方向性を定めます。

これらを踏まえ、住民の意向を的確に把握するとともに地域課題に即した事業展開を図り、今後の公民館活動を活性化させるため、次の取り組みを進めていきます。

公民館活動の活性化～4つの視点～

- ① 住民生活に即する教育・学術・文化に関する各種事業を行う教育機関としての設置目的及び公民館で実施する事業を明確にし、住民への共通理解を図る。
- ② 公民館の果たすべき役割を明確にする。
- ③ 公民館活動を行う適正な対象区域を設定する。
- ④ 住民の参画による公民館運営を目指し、情報の発信と地域住民の意見を反映する仕組みを構築する。



1) 公民館の設置目的及び実施する事業

社会教育法では、公民館は、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを設置目的としています。そこで、教育機関としての公民館の設置目的を達成するため、公民館で実施する事業内容を明確にする必要があります。

今後、公民館で実施する事業については、地域住民のニーズを踏まえつつ、住民が相互学習により地域の主体として活動することが可能となるような地域住民参加型の事業を推進します。また、様々なライフステージにおける多様なテーマから地域課題に即した、地域人材を活用できる事業・講座の企画・運営を通じ、地域の核として活動する人材育成に寄与します。

中央公民館及び地区公民館では、教育機関としての講座等の開催、分館等の運営及び事業の支援、社会教育関係団体及びサークル活動等の支援、ならびに嘉麻市内で実施している事業や他市の先進地事例(※参考資料2)の情報収集及び提供を行います。事業実施例として、地区公民館対抗のスポーツ大会、サルビア大学、成人式、公民館まつり、ときめき学習、ふるさと探検隊、人権・同和学習、地域団体交流会、ボランティア育成講座などが挙げられます。

分館では、教室や講座等の事業やサークル活動の支援に加え、地域のお祭りの支援等を行います。事業実施例としては、社会見学、講座、防災教室、健康教室、食育、医療、伝統行事、まち歩き、地域団体交流会などが挙げられます。分館においては、下表「公立公民館で実施する事業」の6分野のうち、4つ以上の分野の事業の実施が望ましいと考えます。

今回実施した市民アンケート調査の結果からわかるように、社会活動や生涯学習等の公民館活動に関する住民の潜在的な参加希望ニーズは高く、人口減少と少子高齢化にある中で地域のコミュニティを保つためには、こうした地域住民のニーズに応える公民館活動を展開していくことが重要です。

そこで、公民館としての在り方を見直し、学習支援に基盤をおいた公民館活動は公立公民館(地区公民館・分館)で実施し、自治公民館では住民の自主活動に基盤をおいた地域活動を実施し、住民活動の拠点となる公民館の活性化を図ります。

公立公民館で実施する事業

- 青少年育成**
【例】子ども会、子育て支援、世代間交流会、体験合宿、社会見学
- 生活・文化**
【例】料理、手芸、家事、防犯、防災、環境、人権
- 高齢者学級**
【例】認知症対策、健康体操、社会見学
- 健康づくり**
【例】食育、スポーツ、医療セミナー
- ふるさと学級**
【例】歴史、伝統行事、地域の偉人、まち歩き
- ネットワークづくり**
【例】ボランティア育成、利用者交流会、地域団体交流会

※公立公民館で実施する事業については、住民生活や時代のニーズに応じて事業内容の検討を行います。



2) 公民館の役割

先に述べたとおり、本市には中央公民館、地区公民館、分館、自治公民館と多様な公民館が存在しています。

それぞれの公民館の役割については、中央公民館は中核的な事業の実施やそれぞれの公民館を統括し、指導助言を行うこととし、地区公民館は、住民の生涯学習や生活における文化の向上・健康増進などに資するための講座や講習会等を開催すること、また分館はより地域に根ざした公民館活動などを行うこととして整理します。

今後の公民館の在り方としては、それぞれの公民館がその役割を担い、多様な方法で、公民館情報を広く発信するとともに、参加しやすい環境を提供すること、すなわち、住民への学習機会のきっかけの提供と継続の支援が重要となります。更には、各種事業を通じて、地域の核として活動する人材育成に寄与します。

また、事業企画の段階から住民参画の機会を提供するとともに、本市のボランティア人材バンクを活用し、住民の経験をいかした事業展開を図る等、住民と協働でつくりあげる公民館活動を推進していきます。

そして将来的には、公民館を拠点として、地域を巻き込みながら住民主体の公民館活動を推進していくことにより、「集める公民館」から「集う公民館」へ発展するものと考えています。

そのために、公民館の現状と市民アンケート調査の結果を踏まえ、それぞれの公民館の役割と今後の方向性について、次のように定めます。

① 中央公民館

中央公民館は、中核的な事業の実施、地区公民館等の公民館を統括するものであり、全市的な公民館事業の企画立案や事業を実施し、市内の各公民館への指導助言や支援を行っています。

「4. 嘉麻市の課題と公民館体制の再構築の必要性」で述べたとおり、本市の公民館活動は、地区公民館や分館及び自治公民館で実施されており、中央公民館での全市的な事業の実施は、年数回にとどまっているのが現状です。

また、市民アンケート調査の結果、「参加しやすいと感じるエリア」では、教室や講座、まつりやスポーツ大会については、6割以上が旧自治体以上の広域な地域を対象として開催することを希望しているため、自治公民館や分館ではなく、中央公民館や地区公民館での開催が、住民の参加しやすいエリアであることがわかりました。

これまで、全市的な事業は中央公民館が主催し、中央公民館を設置している「夢サイトかほ」において主に開催してきました。しかし、今後は全ての地域の住民にとって等しく参加しやすい場の提供という観点から、全市的な事業については中央公民館で実施するのではなく、開催会場を地区公民館とすることが望ましいと考えます。

さらに、公民館を取り巻く環境も変化しつつあり、2003(平成 15)年に改正された「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部科学省告示第 112 号)においても、市内全地域を対



象とした公民館の位置付けや呼称についての定めがなくなり、地域の実情に応じて市町村の判断によって定めることができるようになりました。

そのため、全国的にも、中央公民館という呼称を用いた公民館を設置していない自治体も増えてきています。県内においても、大牟田市や小郡市、大野城市などにおいては、中央公民館という呼称を用いた公民館を設置していない状況にあります。

以上のことから、今後より効率的でわかりやすい公民館の在り方を実現するために、本市では、施設としての中央公民館は廃止し、公民館全体の取りまとめや指導助言といった機能と全市的な事業を開催するための柔軟な組織作りをすることが望ましいと考えます。

【参考】 中央公民館を設置していない県内各市町の経緯(1/2)

自治体	経緯
北九州市	2003(平成15)年、中央公民館は区における地域振興、地域福祉、生涯学習の一元化のため、コミュニティ支援課に移管しました。2005(平成17)年より、既設の公民館も「市民センター」に統一し、所管も教育委員会から総務市民局へ移管しました。
大牟田市	2006(平成18)年、中央公民館は中央館機能(生涯学習課へ移管)と地区公民館機能を分離し、中央地区公民館としました。
小郡市	2004(平成16)年、中央公民館を廃止し、「生涯学習センター」が中央公民館の役割を担っています。
春日市	1982(昭和57)年、生涯学習機関として文化会館が完成したため、中央公民館事業の大半を文化会館に移しました。この時、中央公民館に図書館だけ残りましたが、2001(平成13)年に老朽化のため取り壊しました。そのため、現在、中央公民館の設置条例及び組織はありますが、実際の施設はありません。 1995(平成7)年、文化活動及び生涯学習の振興を図るため、文化・学習施設、中央コミュニティ併用施設(旧文化会館)、市民図書館で構成される「ふれあい文化センター」が開館したため、現在の「春日市中央公民館条例」による中央公民館の位置は「ふれあい文化センター内」としており、館長(社会教育課長が兼任)を配置しています。
大野城市	1994(平成6)年度に中央公民館を廃止したことから、1996(平成8)年には各区の公民館は中央公民館の分館ではなく、地域の学習拠点として位置づけられました。また、所管も教育委員会から市長部局に変わり、社会教育法による社会教育施設から地方自治法による公共施設へ変更しました。



中央公民館を設置していない県内各市町の経緯(2/2)

自治体	経緯
宗像市	1963(昭和38)年、「宗像市公民館の設置及び管理等に関する条例」を制定し、1974(昭和49)年に中央公民館を建設しました。しかし、1977(昭和52)年からコミュニティ施策を進め、1987(昭和62)年以降、各地区にコミュニティセンターを設置しました。 2010(平成22)年度には市内に2つあった地区公民館が閉館し、2011(平成23)年には中央公民館も閉館しました。コミュニティセンターには指定管理者制度を導入しました。
朝倉市	2006(平成18)年、市町村合併により、旧朝倉町、旧杷木町の中央公民館は地区公民館になりました。
新宮町	1973(昭和48)年、「新宮町公民館設置及び管理に関する条例」により、中央公民館を設置し、地区の公民館を分館として位置づけました。 1994(平成6)年に生涯学習館・図書館・歴史資料館・健康館を含む複合施設「シーオーレ新宮」を設置し、2001(平成13)年に文化振興と生涯学習推進のための施設「そびあしんぐう」を設置した際に、老朽化した中央公民館を撤去しました。中央公民館としての業務をそれぞれの施設に移行していますが、中央公民館としての位置づけはしていません。
粕屋町	1974(昭和49)年、中央公民館を設置し、1995(平成7)年、町内に2地区館を設置しました。 2004(平成16)年、中央公民館を閉館し、同年設置された「生涯学習センター」に機能の一部を移行しました。

※出典:「福岡県公民館のあゆみ(平成元～25年度版)」(福岡県公民館連合会)

②地区公民館

地区公民館は、合併前の旧自治体の中央公民館であり、それぞれの地区で地域の実情に応じた公民館活動を実施していました。

「4. 嘉麻市の課題と公民館体制の再構築の必要性」で述べたとおり、事業内容の見直しを行うことができないまま、公民館組織を改編したことにより、合併前と同様の事業実施が困難になりましたが、2015(平成27)年度から地区公民館長を任用することにより、公民館活動の活性化を図っています。

市民アンケート調査の結果、教室や講座、まつりやスポーツ大会については、6割以上が旧自治体以上の広域な地域を対象として開催することを希望しているため、地区公民館で実施する教室や講座を増やし、それぞれの地域課題や地域の独自性に配慮しつつ住民の多様なニーズを把握し、事業を展開する必要があります。また、全市的な事業についても地区公民館で実施することを検討しており、地域の実情に応じた事業を開催するなど、本市の



公民館活動は現行の地区公民館を中心に、事業を展開していく必要があるため、館長及び地域活動指導員等の必要な職員を地区公民館に配置します。

地区公民館は分館を統括し、分館で実施する事業等については、更なる活性化を図るため、地区公民館が支援していきます。

③分館

分館は、住民にとって身近なコミュニティを活性化させるために、地域活動の支援及び講座の実施等、より地域に密着した公民館活動を実施してきました。

市民アンケート調査の結果、子ども会などの各種団体活動については、分館及び自治公民館での開催が参加しやすいと感じているという回答が 5 割を超えており、子ども会活動や各種団体の活動においては、地域住民にとって、より身近な公民館である分館で実施することが望ましいと考えます。

「4. 嘉麻市の課題と公民館体制の再構築の必要性」で述べたとおり、自治公民館においては、少子高齢化による参加者の減少、後継者不足による協力者の減少により、子ども会等の活動を継続することができなくなった地域が出てきていることに鑑み、今後は、公民館活動及び地域の実情に応じて一定規模が必要となる子ども会等の各種団体活動を分館に集約していくことで、分館の役割をさらに明確にし、それぞれの地域住民のニーズに合った公民館活動を展開していく必要があります。そのため、本市の公民館組織体系については、分館方式に統一していきます。公民館活動を分館で主体的に実施するため、分館には非常勤特別職として分館長、主事等を委嘱し、さらに、地区公民館の支援等により、公民館活動の幅を広げていきます。

新たに分館を設置する区域においては、山田・嘉穂地区で実施している事業や先進地事例を参考にしながら、事業実施への支援を行うことによりコミュニティ意識を醸成していきます。分館での活動については、活動費に対して補助を行います。

また、分館には、その立地及び規模の特性からも、避難所としての機能を持たせることが望まれます。

④自治公民館

一般に自治公民館は、集落等を単位として一定の区域を有する自治会等で自主的に組織されており、地域住民の連携と親睦を図るために運営されています。

本市の自治公民館では、それぞれの行政区を単位として、地域住民の世代に応じたスポーツや文化活動が実施されていますが、今後の自治公民館活動については、分館に集約できるものは分館に集約するよう整理し、それ以外は現行通り地域住民を主体とした自主的な活動が望まれます。

自治会等の地域活動の拠点施設としての自治公民館を、地元で維持管理できる場合は、現行通りの活動を実施していただき、施設の維持管理が困難な場合は、分館を地域活動の拠点施設とする体制に移行していくことを検討します。



3)対象区域の設定について

本市では、中央公民館が市内全域、地区公民館が旧自治体の区域、山田地区の分館は小学校区（上山田小学校と大橋小学校は統合されたが、分館の区域は旧の小学校区）、嘉穂地区の分館は嘉穂町合併時の旧町村区域、自治公民館は行政区を対象区域としています。

これまで述べてきたように、公民館で実施する事業や求められている役割については、時代の流れとともに変化しています。また、人口減少や市の財政状況の厳しさなどから、以前までと同様の公民館活動を行うことが困難になっています。そのため、公民館に求められる機能を適切に発揮するためには、公民館活動を行う適正な対象区域の設定を行うことが必要だと考えています。

文部科学省の「公民館の設置及び運営に関する基準」においても、「人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、公民館事業の主たる対象となる区域（「対象区域」）を定めること」とされており、こうした様々な観点から公民館活動を行う適正な対象区域を見直すことは重要です。

①地区公民館

地区公民館は、歴史的な経緯から現状の配置が成り立っているため、住民からの認知度も高く、地理的な観点からも住民生活に密着した形で公民館活動が展開されています。

市民アンケート調査の結果からも、多くの事業において、旧自治体の区域が参加しやすいエリアと認識されており、全市的な事業についても、等しく参加しやすい場の提供という観点から開催会場として活用し、地域課題や地域の独自性に配慮しつつ事業を展開する必要があります。そのため、現在の対象区域は概ね適切であると考えています。

現状の公民館活動を衰退させないためにも、当分の間は対象区域として現行の旧自治体の区域を継続することが望ましいと考えられます。しかしながら、将来的な地区公民館の対象区域については、施設の機能が今後も適切に維持できるかどうかを中心に、下記のような観点から最適化を検討します。

地区公民館見直し基準

- 施設の老朽化が著しい場合で、近隣の公共施設で利用できるスペースがある場合は、その施設に併設や移設を行う。
- 施設の老朽化が著しい場合で、近隣に利用できる公共施設が見当たらない場合は、施設の整備を行う。
- 市の公共施設の見直し等により、近隣の公共施設で利用できるスペースがある場合は、その施設に併設や移設を行う。



見直し基準に基づく地区公民館の最適化の方針

- 山田地区公民館→2001(平成13)年建設の「山田生涯学習館」内に設置しており、施設もまだ老朽化には至っておらず利用も定着しているため、現状のまま利用を図る。
- 稲築地区公民館→1970(昭和45)年建設と築年数が古く、耐震診断の結果、一部で社会教育施設としての耐震安全性が基準以下となったため、施設の建替を検討する。
- 碓井地区公民館→「嘉麻市地域整備基本計画(案)」において、新庁舎整備に伴う現庁舎等の有効活用策の一環として、近隣の公共施設への移転が検討されている。
- 嘉穂地区公民館→2002(平成14)年建設の「夢サイトかほ」内に設置しており、施設もまだ老朽化には至っておらず利用も定着しているため、現状のまま利用を図る。

②分館

分館における理想的な対象区域としては、できるだけ多くの子どもや地域住民を、公民館活動に効果的に繋げていくという視点が不可欠です。そのため、講座、講演等に多くの人に参加していただくために、対象区域内の人口が多い方がより効果的であると考えます。また、現状のPTA活動や、学校を支援するボランティア等の地域住民の活動は小学校区を単位としているものが多く、理想的な分館の対象区域は、小学校区が適していると考えます。

しかし、本市の現状に鑑みた場合、稲築・碓井地区では、行政区単位の公民館活動が定着しているため、小学校区単位への変更は容易ではなく、身近な公民館までの距離が遠くなることで、公民館活動の参加者が減少し活動が停滞していくことは避けなければなりません。そのため、行政区単位よりも大きく、地域の実情に応じた範囲において分館を設置し、急な変化を回避する必要があると考えています。また、稲築・碓井地区は自治公民館方式となっていますが、自治公民館を地元で管理できなくなった場合に、地域に拠点となる施設が無くなってしまう可能性があるため、ある程度の行政区をまとめたところに分館を設置し、拠点施設とすることを考えています。そのため、稲築・碓井地区においては、選挙の投票区(稲築6地区、碓井2地区)を分館の対象区域にすることを検討します。その際、設置場所については、交通体系等にも配慮し、地元とも十分な協議を重ね、検討します。



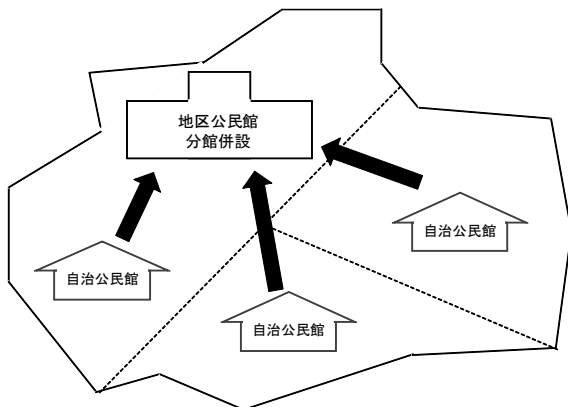
また、山田・嘉穂地区においては、小学校区が広域にわたっていることや地域に密着した公民館活動が定着していることなどから、現在の対象区域を継続することとし、必要に応じて見直します。

分館の配置基準

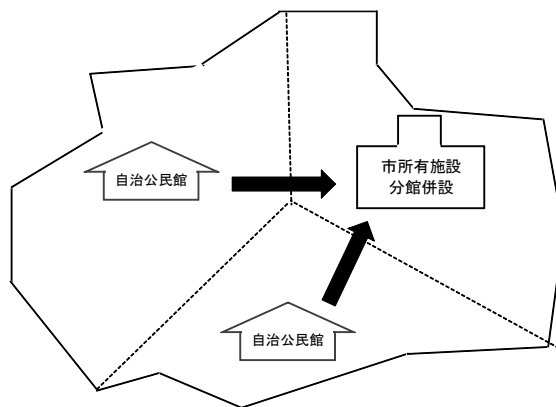
- 1 対象区域に1分館を原則とする。
(同一対象区域に地区公民館がある場合は併設も検討)
- 施設の老朽化が著しい場合で、近隣の公共施設で利用できるスペースがある場合は、その施設に併設や移設を行う。
- 施設の老朽化が著しい場合で、近隣に利用できる公共施設が見当たらない場合は、施設の整備を行う。

分館設置のイメージ図

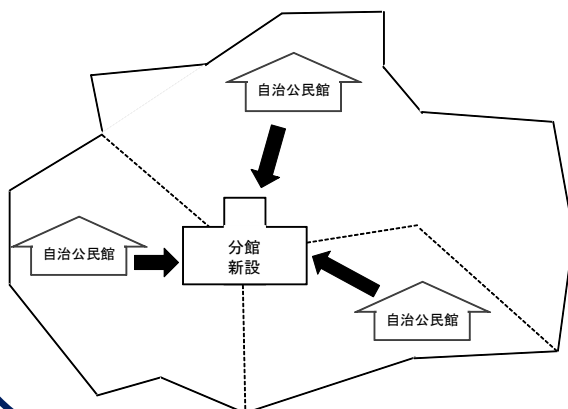
【分館を地区公民館に併設する場合】



【市所有施設を改築して分館を併設する場合】

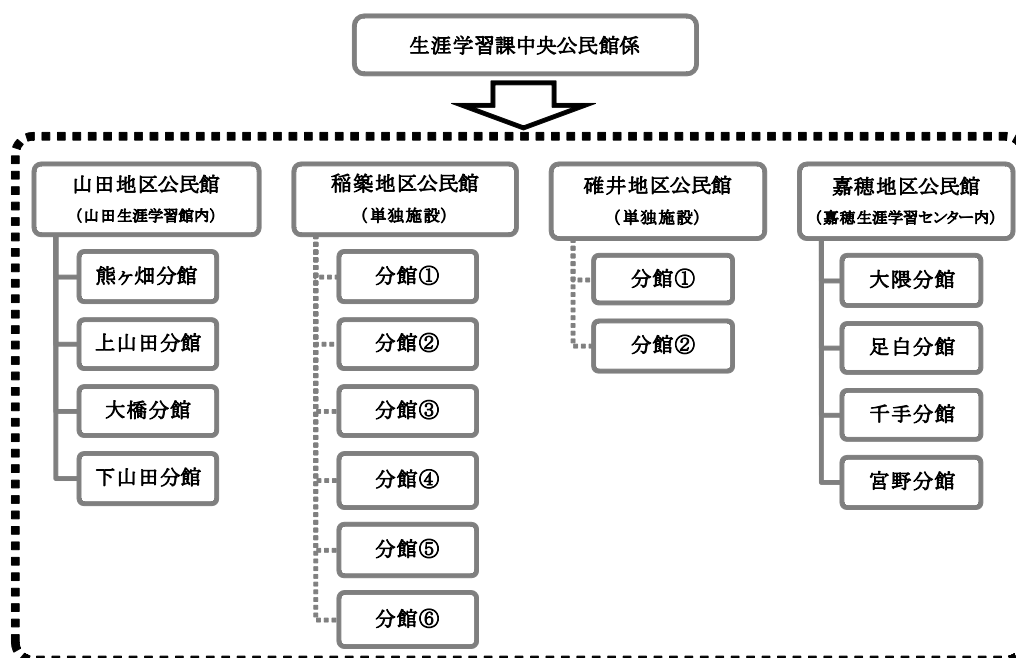


【分館を新設する場合】





【新たな嘉麻市公民館組織体系図】



※これまでに述べた本市の「公民館の役割(P.27)」や「対象区域の設定について(P.31)」に示した「新たな公民館組織体系図(案)」です。

③自治公民館

自治公民館で実施している公民館活動については、分館に集約していくことを検討しており、今後は市が所有する施設として自治公民館を新たに設置しない方針です。

類似公民館施設条例に規定されている市が所有する自治公民館については、全て地元で管理していただくため、施設を地元へ移管するための協議を行います。

また、自治会等の地域住民が設置している自治公民館については、分館方式となっても現行通り地元での管理となります。

自治公民館の配置基準

- 自治会等の地域住民が設置し、維持管理している自治公民館については、現行通りの取り扱いを継続する。
- 市が設置し、所有している自治公民館については、市は大規模な改修や新たな施設の設置は行わない。
- 市が所有する自治公民館については、施設を地元へ移管するための協議を行う。



4)地域住民の参画及び意見を反映させる仕組み

これまで述べてきたように、本市の公民館活動については、事業の内容や対象区域を変更することにより、活性化を図りたいと考えています。しかし、行政主導の事業内容の見直しや公民館の対象区域を変更するだけでは、住民参画による公民館の活性化には繋がりません。

市民アンケート調査の結果からも、公民館活動の認知度が十分ではないことが伺え、地域住民への情報発信が不足していることが明らかになりました。そのため、多くの住民が公民館の事業に参加し、公民館に集まるためには、情報の発信と地域住民の意見を反映する仕組みの構築が必要不可欠となっています。

また、地域の住民が参加したいと思える事業や行政と協働で実施したいと思える事業を企画し、最初は参加者や協力者として事業に関わった住民が、最終的には当事者意識をもって地域コミュニティに参画できるような仕組みを構築する必要があります。

そのため、地域住民への情報発信や意見を反映する方法などについて、次のように定めます。

①多種多様な方法による情報発信

市民アンケート調査の結果、「公民館でどんなことをやっているか知らない」等の意見があることから、公民館を利用したことがない住民に対しても、インターネットや広報誌等、多種多様な方法で公民館の情報を広く住民に発信することで、公民館活動の認知を図り、利用促進につなげます。

地区公民館や分館で実施した事業や、今後実施する事業を「公民館だより」にまとめ、地域住民への周知を図ります。

地区公民館や分館で実施する事業や地域の住民が集まる機会があれば、公民館職員が参加し、直接、地域住民に公民館の事業についての情報を発信していきます。

多種多様な情報発信例（参考）

- 市の広報誌やホームページからの情報発信
- フェイスブックやツイッターなどの SNS を活用した情報発信
- 各公民館における講座情報等の発信
- 市役所や学校などの公共施設のほか、店舗などにも公民館情報を掲示
- 手に取り、手元に残したくなるような公民館だよりの発行
- 地域の公民館事業へ参加することにより、公民館職員が地域住民に直接情報発信



②幅広く意見を聴取し運営に反映させる仕組み

本市には、公民館の諮問機関である嘉麻市公民館運営審議会が設置されており、地域住民及び学識経験者等で組織し、公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議されています。住民主体の公民館活動を展開するうえで重要な機関であるため、審議会に積極的な情報提供を行い、審議会から多くの意見をいただき、地域実情に応じた公民館活動を実施していきます。また、公民館長会議を定期的に行い、地域の情報を収集し、情報発信することで、地域と一体となった公民館活動を行っていきます。

さらには、講座やイベントでのアンケート調査を実施することや、日常業務における地域住民との積極的なコミュニケーションの中で、様々な意見や要望等を幅広く収集し、事業に反映する必要があります。加えて、男女を問わず、若い世代から高齢者まで、さまざまな公民館利用者のご意見・ご要望等を的確に把握するための手段を講じます。

③住民参画に向けて

地域住民が公民館講座への参加から、自ら学び、学んだことを地域へ還元していく仕組みを構築し、住民が主体的に参画するような意識の醸成を図ることで、地域住民を「集める」のではなく、自らが「集う」公民館への発展を目指します。

そのため、地域住民に公民館事業への協力を呼びかけ、男女問わず、若い世代から高齢者まで参画することにより、それぞれの地域の公民館活動を再構築するための企画・立案及び運営に携わる機会を提供していきます。

また、先進地視察や他自治体の先進事例を収集・提供することにより、地域住民と協働で実施することができる事業を検討します。

住民参画に向けた具体的な取り組み例（参考）

- 住民が、指導者、ボランティアとして地域の公民館活動の核となる役割を持つことで、自らが主役であるという意識を醸成
- 事業企画の段階から住民の参画の機会を提供し、住民と協働でつくりあげる公民館活動の推進
- 嘉麻市ボランティア人材バンクの活用
- 誰もが気軽に集い、交流を深め、対話を楽しめる場の提供

資料編



諮 問

28 嘉教生第 1236 号
平成 28 年 11 月 21 日

嘉麻市公民館運営審議会
委員長 大 田 守 殿

嘉麻市教育委員会
教育長 木 本 寛 昭

嘉麻市公民館基本方針並びに基本計画策定について（諮問）

嘉麻市公民館基本計画策定に伴う下記の事項について、社会教育法第 29 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 嘉麻市公民館基本方針に関すること。
- 2 嘉麻市公民館基本計画に関すること。

（理由）

嘉麻市における公民館体制や運営形態、活動内容につきましては、合併前の 1 市 3 町合併協議会、合併後の調整会議、各地区からの代表者会議において検討を重ねてまいりましたが、それぞれの地域の現体制への思いが強く、現在まで調整を図ることができませんでした。

現在、嘉麻市の公民館組織は、中央公民館を中心に山田・稲築・碓井・嘉穂地区にそれぞれ地区公民館を設置、山田・嘉穂地区にそれぞれ 4 つの分館の計 13 館の公立公民館と、稲築地区に 27 館、碓井地区に 24 館の自治公民館が設置され、分館、自治公民館という異なる体制であり、運営形態や活動内容についても、それぞれの地区毎に異なっております。

嘉麻市全体で統一した事業展開を行うことで、公民館活動を活発にし、地域の活性化を図るためには、公民館の規模、活動内容の見直しが必要であり、公



民館が行う活動内容を明確にし、統一した活動を実施するための適正な公民館の規模を定め、対象区域の設定を行う必要があります。また、公立公民館の施設につきましても、整備が必要なものがあるため、公民館の対象区域を早急に定め、公立公民館の位置についても検討が必要となっております。

嘉麻市行政改革審議会におきましても、嘉麻市の将来における危機的状況を危惧する意見が出され、財政状況の改善を図る1つの手段として、施設の統廃合等による経費削減が求められております。また、各地区の代表者から「公民館のあり方」について、市としての方針を示してほしいとの要望をいただいております。

財政状況の厳しい中ではありますが、公民館組織の方向性を含めた基本方針を策定し、公民館の規模、活動内容の見直しや公立公民館の施設整備等を行うための基本計画の策定が、今後の公民館のあり方についての方向性を示すものであると考えております。また、施設の統廃合が必要となった場合、有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急な対応が求められており、基本方針、基本計画の策定に取り組むことといたしました。

以上のことから、貴審議会におかれましては、公民館に求められた機能や公民館をめぐる多岐にわたる課題に対し、市民に広く利用され、親しまれる公民館となるための組織及び施設整備につきまして、調査審議をお願いし、今後の公民館のあり方も踏まえた公民館基本方針・公民館基本計画の策定に対し、答申を賜りたく諮問する次第であります。



答 申

平成30年2月21日

嘉麻市教育委員会
教育長 木 本 寛 昭 様

嘉麻市公民館運営審議会
委員長 大 田 守

嘉麻市公民館基本方針並びに基本計画策定について（答申）

平成28年11月21日付28嘉教生第1236号で諮問のありました嘉麻市公民館基本方針案及び基本計画案について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、本計画を推進するにあたり、当審議会として下記のとおり主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、住民と行政が一体となって本計画を着実に推進されることを要望いたします。

記

- 1 施設としての中央公民館を廃止し、地区公民館を中心に事業展開を行っていく際には、各地区で格差が生じることのないよう嘉麻市全体を見通した事業、活動を行っていただきたい。また、市内全域を対象とする事業の実施や各公民館を統括し、指導助言を行う部署を必ず設置していただきたい。
- 2 公民館において地域の核となる人材を育成するための講座等を実施し、地域のリーダー養成を支援していただきたい。
- 3 今後の公民館事業の活性化のため、永年にわたり蓄積してきた各自治体の特徴を未来に引き継ぐべき資源として十分に考慮したうえで、事業展開を図っていただきたい。
- 4 公民館基本方針では「必要がある場合には、地区公民館に分館を設ける」とあるが、地域コミュニティや公民館活動の活性化のため、地域に拠点施設となる分館を設置していただきたい。
- 5 公民館基本計画に基づき、分館方式を推進する際には、地元への説明、協議を十分に行っていただきたい。



■ 嘉麻市公民館運営審議会の開催状況

回	開催年月日	審議の内容
1	平成28年11月21日	(1) 嘉麻市公民館基本計画の策定について
2	平成29年2月24日	(1) 嘉麻市公民館基本計画策定について (2) 市民アンケートについて (3) 地区別実態調査について
3	平成29年3月27日	(1) 市民アンケート調査について (2) 先進地視察の時期について
4	平成29年6月16日	(1) 嘉麻市公民館基本計画策定の経過報告及び今後について (2) 公民館利用者アンケートについて (3) 先進地視察について
5	平成29年7月10日～ 平成29年7月11日	先進地視察研修(佐賀市、佐世保市)
6	平成29年8月8日	(1) 視察研修(佐賀市、佐世保市)の報告について (2) 公民館基本方針(案)について
7	平成29年8月29日	(1) 公民館基本方針(案)の修正内容について (2) 公民館基本計画(案)骨子版について
8	平成29年9月27日	(1) 公民館基本方針(案)の修正内容について (2) 公民館基本計画(案)について (3) 公民館基本計画今後のスケジュールについて ○分館長・自治公民館長会議について ○公民館の将来像についての市民説明会について
9	平成29年11月17日	(1) 市民説明会の補足資料について
10	平成29年11月28日	(1) 市民説明会及び分館長・自治公民館長会議報告について (2) 公民館基本計画(案)について
11	平成29年12月26日	(1) 公民館基本計画(案)について
12	平成30年2月21日	(1) パブリックコメントの報告について (2) 公民館基本計画(案)について (3) 公民館基本計画(案)概要版について (4) 嘉麻市公民館基本方針並びに基本計画策定について(答申) (案)について



■ 嘉麻市公民館運営審議会委員

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

選出区分	氏名	役職名	職責等	備考
学識経験者	岡 幸江		九州大学准教授	
社会教育関係者	大田 守	委員長	山田地区公民館分館長代表	
社会教育関係者	大山 征男		稲築地区自治公民館長代表	
社会教育関係者	木下 侑則		碓井地区自治公民館長代表	
社会教育関係者	川原田寿史		嘉穂地区公民館分館長代表	任期：平成29年4月1日～平成30年3月31日
社会教育関係者	豊田 一元		嘉穂地区公民館分館長代表	任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日
社会教育関係者	森田 信代		嘉麻市社会教育委員代表	
社会教育関係者	櫛 ひろ子		嘉麻市青少年育成住民会議代表	
社会教育関係者	手島 静恵		嘉麻市文化協会代表	
学校教育関係者	大木 秀一	副委員長	嘉麻市立嘉穂中学校教頭	任期：平成29年4月1日～平成30年3月31日
学校教育関係者	北富 真治	副委員長	嘉麻市立稲築中学校教頭	任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日
公 募	赤間 秀人		公募委員	



【参考資料1】 類似公民館施設条例

○嘉麻市類似公民館施設条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 168 号

(設置)

第 1 条 地域における社会教育活動と住民の連帯性のかん養に資するため、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 42 条の規定に基づき、嘉麻市類似公民館施設(以下「類似公民館施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 類似公民館施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、嘉麻市教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(一部改正〔平成 23 年条例 8 号〕)

名称	位置
稲築宮地町内公民館	嘉麻市平 1033 番地 15
稲築漆生東町内公民館	嘉麻市漆生 1270 番地 16
稲築平東町内公民館	嘉麻市平 654 番地 70
稲築枝坂町内公民館	嘉麻市鴨生 280 番地 23
稲築銭代坊町内公民館	嘉麻市平 1416 番地 138
稲築緑ヶ丘町内公民館	嘉麻市平 950 番地 129
稲築才田町内公民館	嘉麻市漆生 1107 番地 36
稲築鴨生第一町内公民館	嘉麻市鴨生 565 番地
稲築平第二町内公民館	嘉麻市平 1484 番地 1
稲築漆生本村町内公民館	嘉麻市漆生 1711 番地 1
稲築漆生中央町内公民館	嘉麻市漆生 1490 番地 5
稲築鴨生町町内公民館	嘉麻市鴨生 1081 番地 2
稲築藤見台町内公民館	嘉麻市鴨生 157 番地 12
碓井平山区公民館	嘉麻市平山 339 番地
碓井上臼井区公民館	嘉麻市上臼井 1150 番地 1
碓井笹原本町区公民館	嘉麻市上臼井 1768 番地 2
碓井小太郎団地区公民館	嘉麻市上臼井 446 番地 1
碓井下臼井東区西部公民館	嘉麻市下臼井 892 番地 3
碓井南ヶ丘団地区公民館	嘉麻市下臼井 1270 番地 2
碓井西郷区公民館	嘉麻市西郷 756 番地 2
碓井光代区公民館	嘉麻市光代 407 番地 1
碓井琴平団地区公民館	嘉麻市上臼井 714 番地 37
碓井京塚区公民館	嘉麻市西郷 1320 番地



【参考資料2】 先進地事例

1 五島市福江地区公民館の取り組み

長崎県五島市[2004/8/1 1市5町合併]、人口 37,327 人[2015(平成 27)年国勢調査]
中央公民館(1)、公民館(14)[地区公民館、町公民館、町公民館別館]、分館(4)が、公立公
民館

職員は公募で採用され、意欲の高い事業が行われています。特に、地域連携の要である
「子ども」にかかわる事業に力を注ぎ、体験型の講座を多く取り入れ、成果を上げていま
す。また、商店街と連携した先駆的な講座を開催するなど、積極的に地域づくりに関する
事業を行い、コミュニティ形成に大いに寄与しています。

放課後子ども教室「エンジョイサタデースクール」

子どもたちが心豊かで健やかに育むことを目的に、地域の方々や公民館運営審議会の協力
を得て、さまざまな分野の体験型(工作、料理、方言学習など)の教室を実施。また地域住民が
子どもと関わることで住民同士の交流促進を図っています。

※出典:「これからの公民館事業について」(岐阜県、2013(平成 25)年 9 月)[p14]より

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/shakai-kyoiku/17768/korekara-kouminkan.html>

2 津山市高倉公民館の取り組み

岡山県津山市[2005/2/28 3町1村編入]、人口103,746人[2015(平成27)年国勢調査]
中央公民館(1)、公民館(22)、分館(18) ※分館も公立、各公民館に属す
(地域人口 1,707 人[2016(平成 28)年 1 月 1 日時点]、2010(平成 22)年優良公民館表彰)

高倉公民館では、少子・高齢化が進む中、団塊世代を中核として、学校・家庭・地域が
連携・協働し、地域活性化に向けて積極的・継続的に取り組んだ「団塊世代の地域デビュ
ー支援講座」等の成果をいかし、「高倉の歴史かるた」を製作するとともに、かるた取り大
会等地域一体となった取組を展開している。

地域づくり支援事業

公民館を核として、学校・家庭・地域が連携して様々な取組を進めることにより、地域の活
性を図っています。特に今後の地域づくりの中核を担っていく団塊世代をターゲットとした取り組
みを通じて、子どもから高齢者まで、各世代を通じて地域力の向上を目指しています。

※出典:「第 63 回(平成 22 年度)表彰館一覧」(文部科学省)より

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/001.htm

※人口は、津山市サイト「高倉地区の概要」より

<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=5&ved=0ahUKEwiW7dDf7LXAhWCwLwKHYYkmBDcQEgg7MAQ&url=https%3A%2F%2Fwww.city.tsuyama.lg.jp%2Fcommon%2Fphoto%2Ffree%2Ffiles%2F8901%2F201701131544430223292.pdf>



3 日田市東有田公民館の取り組み

大分県日田市[2005/3/22 1市2町3村合併]、人口 66,523 人[2015(平成 27)年国勢調査]
中央公民館(1)、公民館(20)、分館(2)が、公立公民館

公民館は市内を流れる三隈川（筑後川）の支流有田川沿いに開けた地にあり、全公民館（20 館）共通項目の事業は行いつつ、地域に根ざした新たな事業を展開しています。とりわけ、少子高齢化が急速に進む東有田地区（39.5%）にあつて、地域を元気にさせた「日本全国難読山名サミット」や「人財バンク登録事業」の取組み、地域のふる里を見直す「郷土史調査研究講座」や「東有田ガイドマップ」の作成、更には、ホームステイをしながらの「国際交流」の推進、そして、地域の方々が公民館に愛着を持ってもらうための「東有田公民館ロゴマーク」の作成等 他の公民館にない特色のある公民館活動を行っています。

東有田ふるさとまつり

「第 34 回東有田ふるさとまつり」が 2016(平成 28)年 10 月 23 日に開催されました(来場 580 名)。会場では、いろいろなステージプログラムを用意するとともに、バザー出店者の皆さんや作品を展示していただいた方々のご協力で「まつり」をこれまで以上に盛り上がりました。

※出典：「第 69 回（平成 28 年度）表彰館一覧」(文部科学省)より

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/001.htm

※出典：「公民館だより 101 号」(日田市東有田公民館、2016(平成 28)年 10 月 23 日)より

<http://www.hita-k.org/higashiarita/wp-content/uploads/2012/10/c6bcd9749b610862ecea0f88c768d7ae.pdf>

4 置戸(おけと)町中央公民館の取り組み

北海道置戸町[合併せず]、人口 3,092 人[2015(平成 27)年国勢調査]
中央公民館(1)、公民館(3)が、公立公民館

置戸町は、面積の 8 割以上を森林が占め、林業と農業（酪農と畑作）を主幹産業としています。林業の衰退により、人口は 1960 年代の 1 万 3 千人をピークに減少の一途を辿っています。このような状況に対し、社会教育分野からも地域課題に正面から取り組むべく、1980 年に始まる第 3 次社会教育 5 ヶ年計画の重点目標の一つに「地場資源の付加価値を高める生産教育の推進を図る」ことを掲げ、「生産教育」を重要事項として位置付けました。そして、公民館と図書館が一体となった様々な試行の中から、地元のアカエゾマツを活用した「白い器・オケクラフト」が誕生しました。作り手養成の研修生制度は改訂を加えながら今日に至り、現在では 20 数人のクラフトマンが町内で家具や皿、箸などの日常品、装飾品を制作しています。

食のまちづくり推進事業

2012(平成 24)年度、長年置戸町の学校給食に関わってきた栄養士を社会教育課に食のアドバイザーとして迎え、地産地消への試みや、毎月 1 回、中央公民館のロビーで手作りの昼食と一緒に味わう「公民館サロン」が始まり、2017(平成 29)年 12 月までに通算 59 回を数えています。

さらに、食への取り組みは各地区でもそれぞれに趣向を凝らして広がりを見せています。境野公民館の「ミニサロン」や飯ずし作り教室、勝山公民館のヤーコンプロジェクト、「勝山カレー食堂」、そば打ち教室などです。置戸地区でも、公民館サロンに刺激を受け、拓殖住民センターを会場に自治会が老人クラブと協力して昼食会を始めています。

※出典：「置戸町第 10 次社会教育 5 ヶ年計画（2015 年～2019 年）」(置戸町)[p19]より

<http://www.town.oketo.hokkaido.jp/chosei/seisaku/shakyoukeikaku/>



5 邑南(おおなん)町日和公民館の取り組み「地域の課題から目をそむけない地域づくり」

島根県邑南町[2004/10/1 2町1村合併]、人口 11,101 人[2015(平成 27)年国勢調査]
公民館(12)、分館(9)が、公立公民館

邑南町は、島根県中南部、広島県との県境に位置する中山間地の町であり、2014(平成 16)年 10 月 1 日に 2 町 1 村の合併により誕生した。平成 22 年 4 月末日現在の人口は、12,244 人、世帯数 5,177 世帯となっている。高齢化率は 39.5%と高く、少子高齢化、過疎化が進んでいる地域ともいえる。

日和地区は、旧石見町、北西部に位置し、人口 452 人、世帯数 171、高齢化率 43.8%の地域である。1971(昭和 46)年に開設された日和公民館は、館長 1 名(非常勤)、主事 1 名(町職員)、事務員 1 名(臨時職員)の職員構成となっている。また、日和地区住民で構成された「公民館活動推進協議会」を設置している。

邑南町は、2004(平成 16)年 10 月以降、「行政主導の地域づくり」から「地域を地域住民自らが運営していくための仕組みづくり」が教育委員会の施策に盛り込まれ、そのモデル地区として日和公民館が選定された。

「日和地区夢づくりプラン事業」は、上記の施策を具現化するための「地域課題を住民自ら解決していく取組」として 2008(平成 20)年まで実施された。「日和地区夢づくりプラン事業」を実施していく中で、日和地区の良さを地区住民自身が実感し、伝えていくことができる事業展開の必要性が参加者からあがり、2009(平成 21)年度より「ふるさと創生塾」が開講された。この事業は、島根県教育委員会社会教育課事業でもある「島根県地域力醸成プログラム」の一環として実施することとなった。

さらに、2007(平成 19)年度「日和地区夢づくりプラン事業」の終了後、残された課題を解決するため継続的な取組の必要性から、後継事業として「日和未来開拓プロジェクト事業」を企画、現在に至っている。

① 日和地区夢づくりプラン事業

日和地区夢づくりプラン事業の取組内容を7つの項目に分類し、それぞれにおいて課題・要望の明確化と対策を協議し、取組を行ってきた。7つの項目は以下のとおりである。

a.交通 b.情報 c.産業 d.環境 e.防犯・防災 f.文化 g.コミュニティ

これらの分類毎に、住民が生活を行っていくうえでの課題を取り上げ、どのような解決策をとることができるかについて協議し、住民自らが解決のための行動を行っている。公民館は、議題の整理と、協議を行うための場づくりを行っている。

② ふるさと創生塾

日和地区の良さや魅力を、客観的な視点を持つ方から聞き、再確認することで、地域再生への機会とする。具体的には、日和地区出身者で、県内外の職種各分野において活躍されておられる方を講師とする講演会を実施。

※出典：「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」(国立教育政策研究所、2010(平成22)年度調査研究報告書、2011(平成23)年3月)[p73～]より抜粋

http://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2010/04_kouminkan/00_all.pdf



6 佐賀市循誘公民館の取り組み「公民館カレーの日」

佐賀県佐賀市[2005/10/1 1市3町1村合併、2007/10/1 3町編入]、
人口 236,372 人[2015(平成 27)年国勢調査]
中央公民館(1)、地区公民館(31)が、公立公民館
校区の人口 8,749 人[2017(平成 29)年 6 月現在]、高齢化率 29.9%[2015(平成 27)年]

2012(平成 24)年度に公民館主催事業として、課題解決支援講座を実施した際に、地域の連帯力等が必要との認識から「対話」の重要性に気づき、対話や話し合いができる空間や環境整備のため、翌年 6 月から、「公民館カレーの日」の取り組みを開始しました。「公民館カレーの日」は、毎月 10 日にカレーを食べに公民館に集まり、参加者は好きな時間、好きな席で会話を楽しむものです。当初は、公民館主導でしたが、2016(平成 28)年 5 月以降「循誘まちづくり協議会」主催となり、子ども会や男性料理教室など様々な団体が手掛けています。

「子どもから大人まで、みんなでおしゃべりしながら楽しいひと時を」と呼びかけて、誰もが気軽に参加し、おしゃべりを楽しみ、交流を深める場として定着しました。

※出典：佐賀市 協働推進課 地域コミュニティ室サイト

つながるさがし→循誘→毎月 10 日は、公民館カレーの日！！ より

<http://www.tsunasaga.jp/junyu/2017/06/10-2.html>

以下、「視察研修(佐賀市)の報告」(嘉麻市教育委員会、2017(平成 29)年)より

● 参加者の意識の変わり方

カレーを調理する団体は、食生活改善推進協議会、子ども会、男性料理教室等と毎月替わっています。各団体においては、最初は単なるカレー作りのお手伝いであったものが、カレーの完売に達成感が生まれ、各団体間での競争意識も生まれ、「よりおいしいカレーを作ろう」、「できるだけ早くカレー 100 食を完売しよう」という共通の目的により各団体の連帯感が強く なってきました。また、集客を増やすための活動が自主的に行われる等、参加者の意識も変化してきており、この事業を通じて、その他の社会参画につながっています。

● 定着の要因

それぞれの団体が工夫する違った味のカレーを毎月提供しており、「今回はどんなカレーが出てくるのか」と楽しみにされるリピーターも増えてきました。この事業に参加することで、地域の人々も顔見知りができ、その場での会話を楽しみに来られる人もいます。また、この「カレーの日」が住民の居場所づくりになっており、現在では、公民館事業から循誘まちづくり協議会の主催となり、地域コミュニティの場となっています。



【参考資料3】 類似自治体の公民館規模

県	自治体	公立公民館の種類	公立公民館数	合併履歴	公立公民館の設置基準 ※小学校区や旧自治体など	人口 (人)	面積 (k m ²)	人口÷ 公立公民館数
福岡	嘉麻市	中央公民館(1) 地区公民館(4) 地区公民館分館(8)	13	2006/3/27 1市3町合併	地区公民館は旧市町毎	38,743	135.11	2,980
福岡	中間市	中央公民館(1)	1	合併せず	—	41,796	15.96	41,796
福岡	朝倉市	地域センター(1) コミュニティセンターに移行(11)	12	2006/3/20 1市2町合併	—	52,444	246.71	4,370
福岡	八女市	中央公民館(1) 公民館(8)	9	2006/10/1 1町編入 2010/2/1 2町2村編入	その他 旧八女市3館 旧町村各1館	64,408	482.44	7,156
福岡	みやま市	中央公民館(1) 地区公民館(3) 支館(15)	19	2007/1/29 3町合併	ほぼ小学校区	38,139	105.21	2,007
長崎	雲仙市	中央公民館(0) 公民館(11)	11	2005/10/11 7町合併	その他 小学校区(20) 中学校区(7)	44,115	214.31	4,010
大分	臼杵市	中央公民館(2) 地区公民館(6)	8	2005/1/1 2町合併	その他 小学校区(13)、中学校区(6) ※ただし、旧野津町は小学校区に対応	38,748	291.20	4,844
大分	豊後大野市	中央公民館(1) 公民館(6)	7	2005/3/31 5町2村合併	中学校区 (旧町村と同じ)	36,584	603.14	5,226
鹿児島	指宿市	中央公民館(1) 校区公民館(12)	13	2006/1/1 1市2町合併	小学校区	41,831	148.84	3,218
鹿児島	曾於市	中央公民館(3) 地区公民館(7)	10	2005/7/1 3町合併	中央公民館は旧町毎 旧財部町の地区公民館(4):校区公民館と同じもの ※地域担当職員が配置されている地区(校区)公民館は、ほぼ小学校区	36,557	390.11	3,656
愛媛	伊予市	中央公民館(1) 地区公民館(6)	7	2005/4/1 1市2町合併	旧伊予市は小学校区 旧町は中学校区	36,827	194.44	5,261
徳島	小松島市	中央公民館(0) 公民館(11)	11	合併せず	小学校区	38,755	45.37	3,523
広島	府中市	中央公民館(1) 公民館(16)	17	2004/4/1 1町を編入	その他 小学校区(8)	40,069	195.75	2,357
岡山	瀬戸内市	中央公民館(1) 公民館(2) 分館(4)	7	2004/11/1 3町合併	牛窓町分館は小学校区(3)、 邑久町は中央館のみ、長 船町は公民館(1)+分館(1)	36,975	125.45	5,282
島根	安来市	中央交流センター(3) 交流センター(26)	29	2004/10/1 1市2町合併	旧安来市はほぼ小学校区 (9館対応、1館が2校区)、 旧伯太町も小学校区(4)、 旧広瀬町(10)は小学校区 (4)より多い	39,528	420.93	1,363

※ 人口・面積は国勢調査2015（平成27）年の結果

※ 公民館がコミュニティセンターに移行している場合は、その数を記載



嘉 麻 市 公 民 館 基 本 計 画



平成30年3月

発行 嘉麻市教育委員会 生涯学習課

〒820-0302 福岡県嘉麻市大隈町 1228-1

(嘉麻市嘉穂生涯学習センター夢サイトかほ内)

電話 0948-57-0080

FAX 0948-57-3661